

【翻 訳】

フランス会社法・補遺（1）

翻
訳

加 藤 徹
小 西 みも恵
笹 川 敏 彦 訳
高 田 尚 彦
出 口 哲 也

は し が き

フランスでは、現在、単行法としての会社法は存在しておらず、かつてのわが国と同様、商法典（Code de Commerce）の中に組み込まれ規定されている。しかし実際には、実質的会社法という範疇のもとに、会社法の法規として、それをまとめたものが、「会社法典」として刊行されている（例えば、*Code des Sociétés* 2021, 37^e éd. Dalloz）。

われわれも、前稿（「フランス会社法（1）～（17・完）」『法と政治』第64巻1号～70巻3号（2013年4月～2019年11月）、関西学院大学法政学会）において、このような分類・把握にしたがって、商法典に含まれている規定のみに限定せず、民法典等、他の法典や法律に含まれている実質的会社法の規定を取り上げるとともに、法律の規定だけでなく、わが国における政令・省令等に該当する、オルドナンス（ordonnance）やデクレ（décret）、アレテ（arrêté）の会社に関連する規定なども翻訳の対象として随時取り上げ、実質的会社法の基本部分の把握とともに、細部も理解し易いようにと配慮した。

本稿は、前稿の6年半にわたる掲載中になされた数多くの改正作業により旧規定となった全条文を取り上げて、現行の最新の規定を改めて翻訳したものである。

掲載の形式は、改正された個別の条文（1箇条）の全体を取り上げ、改正箇

所だけでなく、各条文を掲載して理解がし易いようにすると同時に、多くはないけれども、以前の訳文に訂正を加えて、改正の内容をより正確にし、かつ若干の条文については、更により理解し易いように翻訳し直した箇所もあることをお断りしておきたい。なお、改正された条文の改正箇所は、その部分のみをゴシック体にして、認識・理解し易いようにした。

本稿を、最新のフランス会社法の研究に有益な資料として、読者の方々に僅かでも役立てていただけることを、執筆者一同念願する次第である。

目 次

民法典

第3部 所有権の取得の諸方法

第9編 会社

第1章 一般規定

第2章 民事会社

第3章 匿名私会社

商法典

第2編 商事会社および経済利益団体

第1章 前提規定

第2章 各種の商事会社に特有の規定

第1節 合名会社

第2節 合資会社（以上、「フランス会社法⁽¹⁾」の補遺）

第3節 有限会社（以上、「フランス会社法⁽²⁾」の補遺）

第4節 株式発行会社に適用される一般規定

第5節 株式会社

第1款 株式会社の設立

第1項 通貨金融法典L.411-2条第1号もしくは第2号または同法典L.411-2-1条所定の公募以外の公募による設立

第2項 公募をしない設立あるいは通貨金融法典L.411-2条第1号もしくは第2号または同法典L.411-2-1条所定の公募

(1) 加藤徹=小西みも恵=笹川敏彦=高田尚彦「フランス会社法(1)」法と政治64巻1号(2013年4月)137頁-203頁。

(2) 加藤徹=小西みも恵=笹川敏彦「フランス会社法(2)」法と政治64巻3号(2013年11月)423頁-455頁。

(以上、「フランス会社法⁽³⁾」の補遣)

第2款 株式会社の指揮と管理

第1項 業務全般を指揮する取締役会 (以上、「フランス会社法⁽⁴⁾」の補遣)

第2項 業務執行役会および業務監査役会 (以下、次号)

訳

民 法 典

第3部 所有権の取得の諸方法

第9編 会社

(1978年1月4日法律第78-9号)

第1章 一般規定

(会社の目的)

第1833条 ① 会社はすべて適法な目的を有しなければならない、かつ社員共通の利益のもとに設立されなければならない。

② (2019年5月22日法律第2019-486号第169条)《会社は、その活動における社会問題または環境問題を考慮しながら、会社の利益のために経営される。》

(会社の定款)

第1835条 定款は、書面により作成されなければならない。定款には、各社員の出資のほか、形態・目的・名称⁽⁵⁾・会社住所・会社資本・会社の存続期間および会社の活動方式⁽⁶⁾を定める。(2019年5月22日法律第2019-486号第169条)《定款は会社の存在理由を記載することができ、当該理由は、会社が自らに与えており、かつ会社がその実現のため自ら活動方法を採用したいと望む、諸原則から構成される。》

(3) 加藤徹=小西みも恵=笹川敏彦=高田尚彦「フランス会社法(3)」法と政治64巻4号(2014年2月)339頁-353頁。

(4) 加藤徹=小西みも恵=笹川敏彦「フランス会社法(4)」法と政治65巻2号(2014年8月)289頁-323頁。

(5) appellation

(6) modalités de son fonctionnement

(設立の正規化)

第1839条 ① 定款が法律により要求されているすべての事項を記載していないとき、または法律により定められた手続がなされていないか、もしくは不正規になされたときは、すべての利害関係人は、延滞料金を負担して、設立の正規化が命じられることを裁判上請求する資格を有する。検察官は同じ目的のために行動する(2009年5月12日法律第2009-526号第10条I第21号)《ことができる》。

② 同様の規定は、定款変更の場合に適用することができる。

③ 第1項所定の正規化の訴えは、会社の登録または定款を変更する証書の公示のときから、3年をもって時効にかかる。

(訴訟の管轄)

1978年7月3日デクレ第78-704号第4条 ① 民法典第1839条所定の会社設立または定款変更の正規化訴訟は、商事会社については商事裁判所に、それ以外の場合には(2019年9月18日デクレ第2019-966号第8条。2020年1月1日施行)《司法裁判所》に提訴される。

② 管轄裁判所は、会社住所が置かれている管轄区域の裁判所とする。

(金融証券の公募・譲渡性証券の発行・会社持分の公募の禁止)

第1841条 本条は、2019年10月21日オルドナンス第2019-1067号第1条により廃止された。(2009年1月22日オルドナンス第2009-80号第15条。2009年4月1日施行；2016年12月9日法律第2016-1691号第45条第1号および第2号)《金融証券の公募を行うこと、譲渡性証券を発行することまたは会社持分を通貨金融法典L.411-1条の意味において公募を行うことが》法律により認められていない会社には、当該行為をなすことが禁じられ、これに違反して締結された契約または発行された証券(2016年12月9日法律第2016-1691号第45条第3号)《もしくは会社持分》は、無効とする。

(社員権の価額)

第1843-4条 I. -① ある社員の社員権の⁽⁷⁾(2014年7月31日オルドナンス

(7) droits sociaux

第2014-863号第37条第1号)《譲渡価額》，または会社による社員権の買取の(2014年7月31日オールドナンス第2014-863号第37条第1号)《価額につきその条件を決めるために法律が本条を準拠規定としている場合において》，社員権の価額は、争いがある場合には、当事者により、または当事者間の同意がなければ(2019年7月17日オールドナンス第2019-738号第2条)《本案迅速手続に従って》かつ上訴の認められない(2019年7月17日オールドナンス第2019-738号第2条)《裁判を行う司法裁判所長⁽⁹⁾または管轄の商事裁判所の判定⁽¹⁰⁾》により、選任された鑑定人により決定される。

(2014年7月31日オールドナンス第2014-863号第37条第2号)《② このように選任された鑑定人は、会社の定款または当事者を拘束するすべての合意により定められた価額決定の定めおよび方法があるときは、これらを適用しなければならない。

《II. -① 定款がある社員の社員権の譲渡または会社による社員権の買取を定めている場合において、社員権の価額が決定されておらずまた決定されえないまま、社員権の価額に争いがある場合には、社員権の価額は、第1項の要件のもとで選任された鑑定人により決定される。

《② このように選任された鑑定人は、当事者を拘束するすべての合意により定められた価額決定の定めおよび方法があるときは、これらを適用しなければならない。》

(請求の管轄)

1978年7月3日デクレ第78-704号第17条 民法典第1834-4条所定の鑑定人または民法典第1844条第2項および第1844-6条第3項所定の受任者の選任請求は、商事会社については商事裁判所長に、それ以外の場合には(2019年9月18日デクレ第2019-966号第8条。2020年1月1日施行)《司法裁判所》長に対して提訴される。

(社員の議決権)

第1844条 ① 社員はすべて、合議による決定⁽¹¹⁾に参加する権利を有する。

(8) procédure accélérée au fond

(9) tribunal judiciaire

(10) 旧条文では、「レフェレの手続により裁判を行う裁判所長の命令」であった。

- ② 共有の会社持分の共有者は、共有者の中からまたは共有者以外から選ばれた人の受任者により代表される。不一致の場合には、受任者は、最も迅速になされた請求により、裁判上選任されるものとする。
- ③ (2019年7月19日法律第2019-744号第3条)《持分に用益権が設定されているときは、虚有権者および用益権者は合議による決定に参加する権利を有する。用益権者に留保されている利益配当に関する決定の場合を除き、議決権は虚有権者に属する。ただし、その他の決定について、虚有権者および用益権者は、議決権が用益権者により行使されることを合意することができる。》
- ④ 定款は、(2019年7月19日法律2019-744号第3条)《第2項および第3項第2文の》規定の適用を除外することができる。

〔参照条文〕1978年7月3日デクレ第78-704号第17条(前述第1843-4条の参照条文)

(会社の延長)

- 第1844-6条** ① 会社の延長は、社員全員の一致により、または定款に定めがあるときは、定款変更について定められた多数決により、決定される。
- ② 会社の期間満了の期日の1年以上前までに会社が延長されるべきであるかどうかを決定するために、社員に対し協議がなされなければならない。
- ③ 協議がない場合には、すべての社員は、申立にもとづいて判定を行う裁判所長に対して、(2019年7月19日第2019-744号法律第4条)《第2項》所定の協議を設定する義務を負う裁判上の受任者の選任を請求することができる。
- ④ (2019年7月19日第2019-744号法律第4条)《協議が行われなかったときは、会社の期間満了の期日後1年以内に全社員の請求による申立にもとづいて判定を行う裁判所長は、会社を延長する社員の意思を確認し、かつ必要な場合には協議を設定する任務を負う裁判上の受任者1名を選任することにより、3箇月以内に正規化を目的とした協議を行うことを認可することができる。会社が延長されたときは、延長以降に法律および定款に合致した行為は、正規なもののみなされ、そのことによりこのように延長された会社によって行われたと

(11) décisions collectives

みなされる。》

〔参照条文〕 1978年7月3日デクレ第78-704号第17条（前述第1843-4条の参照条文） 翻

（会社の清算）

- 第1844-8条 ① 会社の解散は、第1844-4条（1988年1月5日法律第88-15号）《および第1844-5条第3項》所定の場合を除き、当該会社の清算をもたらす。解散は、その公告の後においてのみ第三者に対して効力を有する。
- ② 清算人は、定款の規定に従って指名される。定款に定めがない場合には、清算人は、社員により、または、社員がこの指名手続をとることができなかったときは裁判上の決定により、指名される。清算人は、これと同一の要件のもとに解任することができる。指名および解任は、その公告の後においてのみ第三者に対抗することができる。会社も第三者も、清算人の指名または解任が正規に公示されたとき以降は、自己の債務を免れるために、当該指名または解任における不正規を主張することはできない。
- ③ 会社の法人格は、清算終了の公告のときまで、清算に必要な限りで存続する。
- ④ 清算終了が解散のときから3年以内に生じなかったとき、検察官またはすべての利害関係人は、清算手続を行なわせること、または清算が開始されたときはそれを完了させることを、裁判所に提訴することができる。

（清算人の選任手続・異議）

1978年7月3日デクレ第78-704号第9条 ① 社員が清算人を指名できなかったときは、すべての利害関係人の請求に対して、商事会社については商事裁判所長が、それ以外の場合には（2019年9月18日デクレ第2019-966号第8条。2020年1月1日施行）《司法裁判所》長が、申立にもとづいて判定を行う命令によって、清算人は選任される。

② すべての利害関係人は、第27条所定の要件のもとに、公告の日から15日以内に前項の命令に異議を申し立てることができる。当該異議は、裁判所長が命令を言い渡した裁判所に対して提起される。裁判所は、他の清算人を選任することができる。

（清算人による報告・清算終了の決定）

1978年7月3日デクレ第78-704号第10条 ① 清算人を指名する行為の種類の場合にかかわらず、清算人は、指名行為により決定された要件のもとに、または、当該行為がない場合には、清算人が経過年度中に行った努力を叙述する書面報告書の形式で、毎年1回以上、職務の遂行を社員に報告しなければならない。

② 清算終了の決定は、清算の最終の計算書類承認の後、社員によりなされる。計算書類の承認のない場合、または社員による協議が不可能であることが判明したときは、計算書類について、必要がある場合には清算終了についても、商事会社については商事裁判所により、それ以外の場合には（2019年9月18日デクレ第2019-966号第8条。2020年1月1日施行）《司法裁判所》により、清算人またはすべての利害関係人の請求にもとづいて、当該決定が下される。

③ 最終の計算書類・社員の決議および前項所定の裁判上の決定がある場合の当該決定は、商業及び会社登記簿に添付して、商事裁判所書記課に付託される。

(清算人の報酬)

1978年7月3日デクレ第78-704号第12条 清算人の報酬は、当該清算人を指名する決定により定められる。当該決定がない場合には、商事会社については商事裁判所長、それ以外の場合には（2019年9月18日デクレ第2019-966号第8条。2020年1月1日施行）《司法裁判所》長により、清算人の請求後に、申立に対する命令により、定められる。

(会社等の無効原因)

第1844-10条 ① 会社の無効は、（2019年5月22日法律第2019-486号第169条）《第1832条・第1832-1条第1項および第1833条》の規定の違反、または契約一般の無効原因の1つからのみから生じうる。

② その違反が会社の無効による制裁を受けない本編の強行規定に違反する定款条項は、すべて記載がないものとみなされる。

③ 会社の機関の行為または決議の無効は、（2019年5月22日法律第2019-486号第169条）《第1833条最終項を除き、》本編の強行規定の違反または契約一般の無効原因の1つからのみ生じうる。

第2章 民事会社

(業務執行者)

第1846条 ① 会社は、あるいは定款により、あるいはこれとは別個の証書により、あるいは社員の決定により指名された、社員または非社員である、112(1422) 法と政治 71巻4号 (2021年2月)

人または2人以上の者により、その業務が執行される。

- ② 定款は、1人または2人以上の業務執行者の選任に関する規定および業務執行機関の形態を定める。
- ③ 定款に反対の定めがある場合を除き、業務執行者は、会社持分の半数を有する社員の決定により指名される。
- ④ 定款に定めのない場合、かつ選任時に社員による決定が格別なされなかつたときは、業務執行者は、会社の存続期間につき指名されたものとみなされる。
- ⑤ その理由の如何を問わず、会社に業務執行者がいないときは、各社員は、1人または2人以上の業務執行者を指名することを（2019年7月19日法律第2019-744号第5条）《唯一の目的として社員を招集することが、またそれを行わないときはその指名を行う任務を負う受任者の選任を、申立にもとづいて判定する裁判所長に対して請求する》ことができる。

（申立の提出）

1978年7月3日デクレ第78-704号第36条 民法典第1846条第5項所定の申立は、会社住所が置かれている地域を管轄する（2019年9月18日デクレ第2019-966号第8条。2020年1月1日施行）《司法裁判所》長に提出される。

（業務執行者が不在の場合）

第1846-1条 第1844-7条所定の場合のほか、業務執行者が1年を超えて会社に不在である場合には、会社は、すべての利害関係人の請求により裁判所が宣告することができる期限前の解散により、終了する。

（訴訟の管轄）

1978年7月3日デクレ第78-704号第37条 民法典第1846-1条所定の訴訟は、会社住所が置かれている地域を管轄する（2019年9月18日デクレ第2019-966号第8条。2020年1月1日施行）《司法裁判所》に提訴される；訴訟は、社員全員に対して、または訴訟における原告の申立にもとづいて判定を行う裁判所長の命令により選任された特別受任者に対して、提起される。

（社員による決定）

第1853条 決定は、総会に招集された社員によりなされる。定款は、決定が書面投票から生じることを定めることができる。

(業務執行者でない社員による請求)

1978年7月3日デクレ第78-704号第39条 ① 業務執行者でない社員は、いつでも、書留郵便をもって、一定の問題について社員の決議を行なわせることを業務執行者に請求することができる。

② 業務執行者が前項の請求を認めるときは、定款に従って、社員総会の招集または書面投票を行う。提起された当該問題が、業務執行者の諸業務のうちの1つについての履行遅滞にかかわる場合を除き、当該問題が次の総会または書面投票の議事日程に登載されることに業務執行者が応じる場合には、請求は実現したものとみなされる。

③ 業務執行者が請求に反対または沈黙を守るときは、原告である社員は、請求から1箇月の期間の満了時に、(2019年12月20日デクレ第2019-1419号第18条)《本案迅速手続に従って》判定を行う、(2019年9月18日デクレ第2019-966号第8条, 2020年1月1日施行)《司法裁判所》長に対し、社員決議を行なわせる任務を負う受任者1名の選任を訴求することができる。

(議事録の作成)

1978年7月3日デクレ第78-704号第45条 ① 前条所定の議事録は、会社住所に保管されている特別の帳簿上に作成され、商事裁判所の裁判官1名、または(2019年9月18日デクレ第2019-966号第8条, 2020年1月1日施行)《司法裁判所》の裁判官1名、または会社住所地の市町村長、またはその助役1名により、通常の方式かつ無料で整理番号を付されて署名される。

② しかしながら議事録は、連続する番号を付したルーズリーフ上に作成され、前項所定の要件において署名されかつ署名した当局の公印を押印されることができる。ある紙片に部分的にせよ記入がなされたときは、当該紙片は従来使用されているルーズリーフに付加されなければならない。紙片のあらゆる追加、削除、差替または置換は禁止される。

③ (2019年10月31日デクレ2019-1118号第14条)《特別の帳簿は電磁的方法により保管されることができ、かつ議事録は電磁的方法により作成されることができる；この場合において、議事録は、域内市場における電子取引の電子識別及び信用業務に関する2014年7月23日欧州議会及び委員会910/2014号 (UE) 規則第26条所定の先進電子署名に関する要請を少なくとも遵守する電子署名により署名される。議事録は、証拠に完全な保証を付与する時刻認証の方法により電磁的方法で日時が記入される。》

(証書上の決定)

1978年7月3日デクレ第78-704号第46条 ① 社員の決定が証書において示された同意から生じる場合、当該決定は、決定の日に、上記第45条所定の帳簿に、

(12) signature électronique avancée

記載される。帳簿における記載は、必ず証書の形式・種類・対象および署名者の表示を含む。私署証書であるときは当該証書それ自体が、公証人が作成したものであるときは公正証書の謄本が、審議記録後と同時にその閲覧を可能にする方法をもって、会社により保管される。

(2019年10月31日デクレ2019-1118号第14条)《② 第45条所定の帳簿が電磁的方法により保管されるときは、帳簿における記載は、同条最終項に従って電子署名により署名される。帳簿における記載は、証拠に完全な保証を付与する時刻認証の方法により電磁的方法で日時が記入される。》

(議事録の謄本・抄本の証明)

1978年7月3日デクレ第78-704号第47条 ① 社員決議の議事録の謄本または抄本は、1人の業務執行者により合致しているものと有効に証明される。会社の清算中には、その証明は、1人の清算人により有効に行なわれる。

(2019年10月31日デクレ2019-1118号第14条)《② 証明は、域内市場における電子取引の電子識別及び信用業務に関する2014年7月23日欧州議会及び委員会910/2014号(UE)規則第26条所定の先進電子署名に関する要請を少なくとも遵守する電子署名によりなされることができる。》

(民事会社の合併時の協議)

第1854-1条 (2019年7月19日法律第2019-744号第6条) ① 民事会社の合併の場合において、定款が吸収会社の社員の協議について定めを置く場合、吸収会社が被吸収会社の持分の90%以上を保有するときは、合併計画の提出以降かつ当該行為の実現まで当該協議は必要とされない。

② しかしながら、会社資本の5%以上を合算して保有する吸収会社の1人または2人以上の社員は、合併の承認について社員が見解を表明するために、吸収会社の社員の協議を行わせる目的で受任者1名の選任を裁判所に請求することができる。

(持分譲渡の対抗力)

第1865条 ① 会社持分の譲渡は、書面により証明されなければならない。譲渡は第1690条所定の手続のもとに、あるいは定款に定めがあるときは、会社の名簿上名義書換をすることにより、会社に対して対抗することができる。

② 譲渡は、前記手続の完了後および(2019年7月19日法律第2019-744号第7条)《商業および会社登記簿への登記事項の》公告の後にのみ第三者に対抗す

ることができる；(2019年7月19日法律第2019-744号第7条)《当該登記簿への付託は電磁的方法により行われることができる。》

(持分譲渡の公示)

1978年7月3日デクレ第78-704号第52条 持分譲渡の公示は、商業及び会社登記簿への添付書類として、(2012年7月31日デクレ第2012-928号第23条。2012年9月1日施行)《譲渡証書が私書証書であるときは当該証書の原本の、また公証人により作成されるときは公正謄本》の付託により行なわれる。

第3章 匿名私会社

(匿名私会社の特質・会社契約の自由)

第1871条 ① 社員は、会社が一切登録されないことを合意することができる。その場合、会社は《匿名私会社》と称される。会社は法人ではなくかつ公示に服しない。会社は、あらゆる方法により立証されることができる。

② 第1832条・第1832-1条・第1833条・第1836条(第2項)・(2019年10月21日オールドナンス第2019-1067号)《第1844条(第1項)および第1844-1(第2項)および通貨金融法典L. 411-1条の》強行規定に抵触しないという留保のもとに、社員は匿名私会社の目的・活動および要件について自由に合意する。

商 法 典

(2003年1月3日法律第2003-7号第50条により承認された2000年9月18日
オルドナンス第2000-912号)

翻

第 2 編 商事会社および経済利益団体

訳

第 1 章 前提規定

(使命保有会社)

L. 210-10条 (2019年5月22日法律第2019-486号第176条) 会社は、次の要件
が満たされるときは、使命保有会社として有資格者である旨の報告書を公にす
ることができる：⁽¹³⁾

1号 その定款が民法典1835条の意味における存在理由を定めていること；

2号 会社がその活動領域において追求すべき使命のために専念する1また
は2つ以上の社会目的または環境目的を定めていること；

3号 定款が第2号所定の使命遂行の調査方法を定めていること。この方法
は、本編所定の会社機関とは異なりかつ1人以上の従業員を含めなければなら
ない使命委員会が、当該調査を排他的に担当し、かつ本法典L. 232-1条所定
の業務執行報告に添付される報告を、当該会社の計算を承認する任務を負う総
会に対し、毎年提出する旨を定める。当該委員会は、自らが適切であると判断
するすべての検査を行い、その使命遂行のために調査に必要なすべての文書を
閲覧する；⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾

4号 第2号所定の社会目的または環境目的の実行は、コンセイユ・データの
議を経たデクレにより定義される方法および公示に従い、独立した第三者機関
による検査の対象となる。当該検査は、第3号所定の報告に添付される通知を
生じさせる；

5号 会社は、使命保有会社として有資格者である旨を、これを公示する商

(13) état de la qualité de société à mission

(14) comité de mission

(15) rapport de gestion

事裁判所の書記に対して申し、当該書記はコンセイユ・デタの議を経たデクレ所定の要件の下、第1号ないし第3号所定の要件にその定款が適合していることを条件として、商業及び会社登記簿に対しこれを公示する。

(第三者機関による検査)

R. 210-21条 (2020年1月2日デクレ第2020-1号第3条) I. -① L. 210-10条第4号所定の独立した第三者機関は、経済の現代化に関する2008年8月4日法律第2008-776号第137条を適用した適合性の認定および評価に関する2008年12月19日デクレ第2008-1401号により定義されたフランス認定委員会⁽¹⁶⁾により、またはヨーロッパ認定機関協力⁽¹⁷⁾により設置された、その他一切の相互承認合意に関する署名者認定組織⁽¹⁸⁾により、この目的のために認定された機関の中から選任される。

② 当該機関は、L. 822-11-3条の兼任制限に服する。

II. -① 当該会社の定款に反対の定めがない限り、当該機関は、その最初の期間は6会計年度を超えることができない期間について、業務執行担当機関により選任される。当該選任は、合計12会計年度の限度内において、更新されることのできる。

② 当該機関は、少なくとも2年毎に、L. 210-10条第2号所定の目的の実行につき、検査手続を行う。最初の検査は、商業及び会社登記簿に使命保有会社の有資格申告の公告から起算して、18ヶ月内に行われる。

③ 会社がL. 210-12条所定の要件に対応しているときは、最初の検査は、当該公告から起算して24ヶ月内に行われる。

④ 会社が、直近の検査対象となる最終会計年度分として、年次基準で50人以上の常勤従業員を雇用しているときは、当該会社は、第三者機関に対し、次の検査を3年終了時にのみ行うことを請求することができる。

III. -① L. 210-10条第4号所定の通知するために、第三者機関は、その通知、とりわけL. 210-10条第3号所定の年次報告を作成するのに有用な、当該会社が保有する書類の全部を閲覧することができる。

② 第三者機関は、当該機関が必要と判断する場合は当該会社内において、および、当該会社との合意により、当該会社の使命を構成する、1または2以上の社会目的または環境目的に関連する団体内において、すべての検査手続を行う。

③ 当該独立した第三者機関は、自らが行った必要な手続⁽¹⁹⁾を明述する理由を付した通知を報告し、かつ当該会社が自らに定められている目的を遵守しているか否かを示す。当該機関は、必要な場合は、その目的が達成されていない理由または

(16) Comité français d'accréditation

(17) Coordination européenne des organismes d'accréditation

(18) organisme d'accréditation signataire

(19) diligences

その達成が不可能であると考えられる理由を記載する。

IV. – 第三者機関より直近に理由づけられた通知は、L. 210-10条第3号所定の報告に添付される。当該通知は、当該会社のインターネット・サイト上に公示され、5年間以上公衆に閲覧される。

翻

(使命保有会社の記載の削除)

L. 210-11条 (2019年5月22日法律第2019-486号第176条) L. 210-10条所定の要件中の1個の要件でも遵守がなされていないとき、または、独立した第三者機関の通知が、当該会社がL. 210-10条第2項を適用して自らに定められた1個以上の社会目的または環境目的を遵守されていないと結論づけるときは、検察官もしくはすべての利害関係人は、会社の法定代表者に対し、当該会社から発せられるすべての文書、書類もしくは電子媒体から「使命保有会社」の記載を削除するよう、必要に応じアストラントの下で命じるために、レフェレをもって決定する裁判所長に対して申し立てることができる。

訳

(使命を遂行する者による使命委員会の代置)

L. 210-12条 (2019年5月22日法律第2019-486号第176条) 特定の会計年度中に50人以上の常勤の従業員を雇用し、かつその定款がL. 210-10条1号2号に定義される要件を満たしている会社は、その定款において、使命を遂行する者⁽²⁰⁾1名が同条3号所定の使命委員会に代置される旨を定めることができる。使命を遂行する者は、その雇用契約が実際の雇用と合致していることを条件として、当該会社の従業員であることができる。

第2章 各種の商事会社に特有の規定

第1節 合名会社

(計算書類の年次承認)

L. 221-7条 ① 業務執行者により作成された事業報告・財産目録・年次計算書類は、当該会計年度結了の日から起算して6月の期間内に社員総会の承認

(20) référent de mission

に付される。

② 前項所定の書類および決議案の原文ならびに、⁽²¹⁾ 会計監査役の報告・連結計算書類・企業グループの事業報告がある場合は、当該報告・計算書類および事業報告は、前項の目的のために、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより決定される要件および期間内に社員に報告される。本項およびその適用のために定められたデクレの規定に違反してなされた決議は、すべて取り消されることができる。

③ 本条およびその適用のために定められたデクレの規定に反するすべての条項は、記載のないものとみなされる。

(以上、1966年7月24日法律第66-537号第16条の規定)

④ (2017年7月19日オルドナンス第2017-1180号⁽²²⁾第2条)《その全持分が次の形態のいずれかである者またはこれに相当する法形態の外国法上の会社により保有されている場合には、L. 225-100-1条IおよびL. 225-102-1条が、事業報告に対して適用される：株式会社、株式合資会社、有限会社または簡易株式発行会社。》

(支払報告の合名会社への適用)

L. 221-7-1条 (2014年12月30日法律第2014-1662号第12条I第1号) ①

L. 225-102-3条は、そのⅢを除き、その無限責任社員の全員が有限会社または株式発行会社である合名会社に対して適用される。

② 前項記載のL. 225-102-3条所定の報告は、業務執行者により作成される。

③ 当該報告は、商業及び会社登記簿に添付されるため、社員総会による年次計算書類の承認の翌月内に、または当該付託が電磁的方法により行われるときは当該承認より2ヶ月内に、商事裁判所書記課に付託される。当該報告はまた、同一の期間内に、コンセイユ・デタの議を経たデクレ所定の要件の下で、当該会社のインターネット・サイト上に、公衆が閲覧できかつ判読可能な、無償の

(21) texte des résolutions proposées

(22) 2017年7月19日オルドナンス第2017-1180号については、鳥山恭一「非財務情報の公表——いくつかの大企業およびいくつかの企業集団における非財務情報の公表に関する2017年7月19日のオルドナンス第1180号」日仏法学30号(2019年)204頁以下を参照。

公告の対象となる。

(合名会社の支払報告の開示)

R. 221-7-1 条 (2015年10月29日デクレ第2015-1380号第1条第1号) L. 221-7-1 条所定の報告は、会計年度結了から起算して8ヶ月の期間内に、かつ5年間にわたって、当該会社のインターネット・サイト上で、公衆に対し閲覧に供される。

(会計監査役の選任)

L. 221-9 条 ① 社員は、L. 221-6 条所定の手続の下に、1人または2人以上の会計監査役を選任することができる。

② 会社の会計年度の結了時に、次の基準のうち2つについて、(2019年5月22日法律第2019-486号第20条I第27号により削除)《コンセイユ・データの議を経た》デクレにより定められた数値を超過している会社は、少なくとも1人の会計監査役を選任する義務を負う：1 会計年度間の貸借対照表の総額・当該会社の売上の税抜価額・当該会社の賃金労働者の平均人数。

③ たとえ前項の数値に達しない場合でも、会計監査役1人の選任が、1人の社員により裁判上請求されることができる。

(以上、1966年7月24日法律第66-537号第17-1条の規定)

④ (2019年5月22日法律第2019-486号第20条I第1号) 《会社資本の(2019年7月19日法律第2019-744号第36条)《3分の⁽²³⁾1》以上を有する1人または2人以上の社員が、(2019年7月19日法律第2019-744号第36条)《会社に対して会計監査役の選任につき正当な》請求を行っている当該会社は、同様に、(2019年7月19日法律第2019-744号第36条)《3会計年度の任期をもって、》1人の会計監査役を選任する義務を負う。》

(会計監査役の選任を要する会社)

D. 221-5 条 ① 会計監査役の選任に関するL. 221-9 条第2項が適用されるためには、貸借対照表の総額が(2019年5月24日デクレ第2019-514号第1条)《400万》ユーロ以上、売上の税抜価額が(2019年5月24日デクレ第2019-514号第1条)《800万》ユーロ以上かつ賃金労働者の平均人数が50人以上でなければならない。

(23) 旧規定は4分の1であった。

② 会計監査役の任期終了前2会計年度の間、前記の3基準のうち2つについて、定められた数値を超過しなかったときから、会社は、会計監査役を選任する義務を負わない。

③ L. 221-9条第3項所定の場合において、会計監査役は、レフェレの形式をもって決定する商事裁判所長の命令により選任される。

(以上、1967年3月23日デクレ第67-236号第12条の規定)

(会計監査役による事業報告等の閲覧)

L. 221-11条

第1項および第2項は、2005年9月8日オルドナンス第2005-1126号第20条IIIにより削除された。

③ L. 221-7条第1項所定の書類は、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められた要件および期間において、会計監査役の閲覧に供される。

(以上、1966年7月24日法律第66-537号第17-3条の規定)

(会社持分)

L. 221-13条 (2019年10月21日オルドナンス第2019-1067号第2条) ① 会社持分は、流通証券により表章されることはできない。当該規定を不知のもと実行されたすべての発行は、通貨金融法典L. 411-1条第1項所定の要件の下で、制裁に付される。

② 会社持分は、社員全員の合意をもってのみ、譲渡されることができる。

③ 本条の規定に反する一切の条項は、記載がないものとみなされる。

(持分譲渡の対抗要件)

L. 221-14条 ① 会社持分の譲渡は、書面により証明されなければならない。かかる譲渡は、民法典1690条所定の手続の履行後、会社に対して対抗することができる。ただし、その通知は、譲渡証書の原本1通を会社住所において付託することにより代置されることができ、この付託を証明する書面は、付託と引き換えに業務執行者により交付される。

② 前項の譲渡は、その手続の履行に加え、(2014年7月31日オルドナンス第2014-863号第2条)《⁽²⁴⁾商業及び会社登記簿への定款変更についての公告》の後122(1432) 法と政治 71巻4号 (2021年2月)

においてのみ第三者に対して対抗することができる。(2014年7月31日オールドナンス第2014-863号第2条)《前項の付託は、電磁的方法により行われることができる》。

(会社持分の譲渡証書の商業及び会社登記簿に対する付託)

R. 221-9条 (2015年5月18日デクレ第2015-545号第2条, 2015年6月1日より施行) L. 221-14条第2項所定の商業及び会社登記簿への定款変更について公告を欠くときは、当該譲渡人または譲受人は、業務執行者に対し当該公告を実行するよう催促した後8日間が徒過した場合は、L. 123-5-1条またはL. 210-7条の適用による裁判所長への提訴を証明することにより、会社持分の譲渡証書を商業及び会社登記簿にその受理書と引き換えに付託をすることができる。

以上、「フランス会社法(1)」の補遺

第3節 有限会社

(一人社員の会社が一人社員である有限会社)

L. 223-5条 (2014年7月31日オールドナンス第2014-863号第3条Iにより廃止) ① 有限会社は、1人の者から構成される他の有限会社を1人社員として有することはできない。

② 前項の規定に違反する場合には、利害関係人はすべて、不正規に構成されている会社の解散を請求することができる。不正規が、2人以上の社員を有する会社の全持分の1人への集中の結果生じたときは、解散の請求は、当該持分の集中後1年が経過するまでは、なされることができない。すべての場合において、裁判所は、当該状態を正規化するため、最長6ヶ月の期間を与えることができるものとするも、当該事案について判定をする日までに正規化が行われたときは、解散を宣告することはできない。

(以上、1966年7月24日法律第66-537号第36-2条の規定)

(24) 2014年7月31日オールドナンス第2014-863号については、白石智則「企業活動の簡素化と安定性強化のための会社法改正——会社法に関する2014年7月31日のオールドナンス第863号」日仏法学28号(2015年)202頁以下を参照。

(現物出資の評価)

L. 223-9 条 ① 定款は、各現物出資の評価を記載しなければならない。当該評価は、将来の社員の全員一致をもって選任される出資検査役⁽²⁵⁾により、また、全員一致を欠くときは最も迅速な将来の社員の請求にもとづく裁判による決定をもって選任される出資検査役により、その責任のもとで作成されかつ定款に添付されるべき報告書にもとづいて、行われる。

② 前項の規定にかかわらず、いかなる現物出資も(2010年6月15日法律第2010-658号第11条I)《デクレによって定められた金額》を越えず、かつ、全現物出資全体の評価総額が資本の半分を越えないときは、出資検査役への依拠が強制されない旨を、将来の社員は、全員一致をもって決定することができる。

③ 会社が1人の者により構成されるときは、出資検査役は、その一人社員により選任される。ただし、前項所定の要件が満たされているとき、(2016年12月9日法律第2016-1691号第130条第1号)《または、L. 526-6 条ないし L. 526-21条所定の制度のもとにおいて専門職活動に含まれている当該活動を会社の設立以前に個人名をもって行っていた自然人である一人社員が、直近の会計年度の貸借対照表に表示されている構成要素を出資しているときは、》出資検査役への依拠は、強制されない。

④ 出資検査役が存在しなかったとき、または採用された評価が出資検査役により提示された評価と異なっているときは、社員は、第三者に対し、会社設立の際に現物出資に与えられた評価につき、5年間連帯して責任を負う。

(以上、1966年7月24日法律第66-537号第40条の規定)

(出資検査役)

R. 223-6 条 ① 出資検査役は、(2016年3月17日オルドナンス第2016-315号第46条、2016年6月17日より施行)《L. 822-1 条 I》所定の名簿に登録された会計監査役または上級及び下級裁判所の作成する名簿中の一つに登録された専門家の中から、選ばれる。

② 出資検査役は、(2014年9月18日デクレ第2014-1063号第11条により削除)《必要に応じ、とりわけ、L. 223-33条所定の場合には、》申請にもとづきこれを決する商事裁判所長の決定により、選任される。

(以上、1967年3月23日デクレ第67-236号第25条の規定)

(25) commissaire aux apports.

(デクレ所定の金額)

D. 223-6-1 条 (2010年12月29日デクレ第2010-1669号) L. 223-9 条第 2 項の適用について、いかなる現物出資も越えることのできない評価額は、30,000ユーロに定められる。

(社債の発行手続および財産証券の保証の禁止)

L. 223-11 条 (2004年 3 月25日オールドナンス第2004-274号第12条) ① 会計監査役を⁽²⁶⁾(2019年 5 月22日法律第2019-486号第20条 I 第 2 号)《選任し⁽²⁷⁾》、かつ12ヶ月を1会計年度とする直近の3会計年度の計算書類について、社員による正規の承認を受けた有限会社は、(2009年 1 月22日オールドナンス第2009-80号第7条 I, 2009年 4 月 1 日より日施行)《公衆に対して提供手続きを取らないこと、(2019年10月21日オールドナンス第2019-1067号第 2 条)《または通貨金融法典 L. 411-2 条第 1 号所定の提供手続きをとること》を条件として、記名社債を発行することができる。

② 社債の発行は、株主総会に適用される規定に従って、(2004年12月 9 日法律第2004-1343号第78条 XV により削除)《通常》社員総会により、決定される。当該証券は、L. 228-39条ないし L. 228-43条、および L. 228-51条所定の社債を除き、株式発行会社により発行される社債に適用されうる規定に服する。

③ (2019年10月21日オールドナンス第2019-1067号第 2 条)《前 2 項所定の要件の1つの不遵守は、締結された契約または発行された社債の無効により制裁される。》

④ 財産証券⁽²⁸⁾の発行が地域開発会社によりなされる場合、または国による補助的保証の利益を受ける社債の発行に関する場合を除き、財産証券の発行を保証することは、有限会社に対し禁止され、これに違反してなされた保証は無効とする。

(以上、1966年 7 月24日法律第66-537号第42条の規定)

(社債に関する適用規定)

R. 223-10 条 (2006年12月11日デクレ第2006-1566号第 4 条) ① R. 228-60条

(26) 旧規定は、「L. 225-35条により会計監査役」であった。

(27) 旧規定は、「L. 225-35条により選任する義務を負い」という文言であった。

(28) valeurs mobilières

は、当該条文が L. 228-51条（2017年7月12日デクレ第2017-1165号第1条第1号により削除）《第2項》、および R. 228-61条ないし R. 228-64条の適用条件を決定するという場合を除いて、社債権者団体の代表者に適用されうる。

② R. 228-65条ないし R. 228-69条および R. 228-72条ないし R. 228-80条は、社債権者集会に適用されうる。

③（2017年7月12日デクレ第2017-1165号第1条第2号） R. 228-83条⁽²⁹⁾は、社債の償還を保証するために積み立てられた担保に適用されうる。

④ R. 228-84条ないし R. 228-86条は、保護手続または更生手続または裁判上の清算の場合に、適用されうる。

（以上、1967年3月23日デクレ第67-236号第27-3条の規定）

（流通証券による会社持分表章の禁止）

L. 223-12条 会社持分は、流通証券により表章することができない。（2019年10月21日オルドナンス第2019-1067号第2条）《本規定を無視してなされた発行は、すべて通貨金融法典 L. 411-1 条第1項所定の要件のもとに制裁を受ける。》

（以上、1966年7月24日法律第66-537号第43条の規定）

（譲渡の手続）

L. 223-17条 会社持分の譲渡は、L. 221-14条の規定に服する。

（以上、1966年7月24日法律第66-537号第48条の規定）

（譲渡の公示）

R. 223-13条（2015年5月18日デクレ第2015-545号第3条。2015年6月1日より施行） 会社持分の譲渡人または譲受人は、R. 221-9条所定の条件において譲渡証書の付託手続をすることができる。

（業務執行者の選任・権限・権限の制限）

L. 223-18条 ① 有限会社は、1人または2人以上の自然人によって、その業務が執行される。

② 業務執行者は、社員以外からも選ばれることができる。業務執行者は、

(29) 旧規定は、「R. 228-81条ないし R. 228-83条」であった。

(2004年3月25日オールドナンス第2004-274号第16条Ⅰ及びⅡ)《L. 223-29条》所定の要件のもとに、社員により、または定款において、あるいは爾後の行為により、選任される。(同オールドナンス同条)《定款における業務執行者名の記載は、当該業務執行者の職務停止の場合には、その事由の如何にかかわらず、同一の要件の下において、社員の決定により、削除されうる。》

③ 定款にとくに定めのないときは、業務執行者は、会社の存続期間をもって選任される。

④ 社員間の関係においては、業務執行者の権限は、定款をもって定め、定款の規定のないときは、L. 221-4条に従って定められる。

⑤ 第三者に対する関係においては、業務執行者は、本法が社員に明示的に付与している権限を留保して、あらゆる場合に会社の名において行為をする、最も広い権限を付与される。会社は、業務執行者の行為が会社の目的を越えていることを第三者が知っていることを、または、状況を考慮すれば第三者がそのことを当然知りえたことを、会社において立証しない限り、会社の目的に属さない当該行為によっても、拘束されるものとされ、定款の公告のみでは、この立証を構成するに足るものとは認められない。

⑥ 本条から生じる業務執行者の権限を制限する定款の条項は、第三者に対して対抗することができない。

⑦ 業務執行者が2人以上ある場合には、業務執行者は本条所定の権限を各自保有する。他の業務執行者の行為に対して一業務執行者によりなされた異議は、第三者がそれを知っていたことが証明されない限り、第三者に対して効力を有しない。

(以上、1966年7月24日法律第66-537号第49条の規定)

⑧ (2004年3月25日オールドナンス第2004-274号第16条Ⅲ)《(2015年8月6日法律第2015-990号第212条第1号)《フランス領内における》会社住所の移転は、1人または2以上の業務執行者により決定されうるも、(2014年12月20日法律第2014-1545号第23-Ⅱ条第1号)《L. 223-29条》所定の要件のもとにおける当該決定についての社員の承認が条件とされる。

⑨ 《前項と同一の要件のもとに、業務執行者は、定款を法令の強行規定と調和させることができる。》

⑩ (2005年8月2日法律第2005-882号第26条Ⅱ)《会社持分がL. 239-1条の適用上賃貸借契約の対象となったときは、社員による当該決定についての承認という留保の下に、業務執行者は、L. 239-29条第2項所定の要件のもとに、当該賃貸借および関係当事社員の名の傍に賃借人の名の記載を、定款上記入することができる。業務執行者は、当該賃貸借契約の非更新または解除の場合には、同じ要件のもとに、当該記載を削除することができる。》

(制限能力・裁判上の更正等における業務執行者の責任加重・禁止および失権)

L. 223-24条 本法典第6巻(2019年7月19日法律第2019-744号第9条により削除)《第2編》の規定の適用上なされる保護手続・裁判上の更生手続または特別清算の手続が開始された場合において、これらの措置によりその対象となった者は、会社債務につき責任を負わせられるほか、前期の諸措置所定の要件のもとに禁止および失権に服する。

(以上、1966年7月24日法律第66-537号第54条の規定)

(社員会議による計算書類等の承認)

L. 223-26条 ① 業務執行者により作成された年次の営業報告書・財産目録および計算書類は、(2014年7月31日法律第2014-863号第4条)《その期間が裁判上の決定により延長されない限り、》当該会計年度終了の日から起算して6ヶ月以内に、会議に招集された社員による承認に服する。(2012年3月22日法律第2012-387号第17条Ⅰ第1号)《社員会議がこの期間内に招集されないときは、官庁または利害関係のある者はすべて、当該会議の招集または当該手続きを行う受任者1名の選任を、不履行の場合の罰金を定めて、業務執行者に命令するため、レフェレをもって決定する管轄裁判所長に提訴することができる。》

② (2012年3月22日法律第2012-387号第17条Ⅰ第1号により削除)《このために》前項所定の書類・提案された議案ならびに、存在するときには会計監査役の報告書・連結計算書類およびグループの業務執行に関する報告書が、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより決定された要件のもとおよび期間内に、

社員に対して通知される。本項の規定およびその適用のために用いられるデクレの規定に違反してなされた決議は、すべて無効請求の訴えに服せしめられることができる。

- ③ 前項所定の報知の日以後、各社員は質問を書面により提出する権利を有し、その質問に対して、業務執行者は、会議において回答する義務を負う。
- ④ 加えて社員は、常時、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められかつ直近の3会計年度に関する会計書類につき、同デクレ所定の要件のもとで通知を受けることができる。
- ⑤ 本条およびその実施のため公布されたデクレの規定に反する条項は、すべて記載がないものとみなされる。

(以上、1966年7月24日法律第66-537号第56条の規定)

- ⑥ (2017年7月12日オルドナンス第2017-1162号第10条II)《L. 225-100-1条Iは、営業報告に適用される。業務執行の連結報告が存在するときは、L. 225-100-1条IIが、これに適用される。》

(業務執行者による報告書等の作成)

L. 223-26-1条 (2014年12月30日法律第2014-1662号第12条I第2号)

- ① L. 225-102-3条は、IVを除き、有限会社に適用される。
- ② L. 225-102-3条に規定された報告は、業務執行者により作成される。
- ③ 当該報告は、株主総会による年次計算書類の承認の翌月内に、または当該報告の付託が電子手続により行われるときは承認後2ヶ月の内に、商業および会社登記簿に添付されるために、商事裁判所書記課に付託される。当該報告は、同様の期間内に、コンセイユ・デタの議を経たデクレに定められた条件のもとで、会社のインターネット・サイト上に、無償で公衆に対し閲覧可能かつ判読可能な公告の対象となる。

(社員の決議方式)

L. 223-27条 ① 決定は、会議においてなされる。ただし定款は、L. 223-26条第1項所定の決定を除き、すべての決定またはその中の一定事項が、社員の書面投票によりなされうる旨、または証書上表明された社員全員の同意により

生じうる旨を、約定することができる。

② 社員は、コンセイユ・デタの議を経たデクレ所定の手続のもとおよび期間内において、会議に招集される。招集は、業務執行者により、業務執行者による招集を欠くときは、会計監査役が存在する限り、この者により、なされる。(2004年3月25日オルドナンス第2004-274号第18条I)《会議はL. 223-26条所定の書類の通知期間満了前には開催されることができない。》

③ (2008年4月4日法律第2008-776号第56条Ⅲ)《会議がL. 232-1条およびL. 232-16条所定の行為について決議をする場合を除き、かつ定款が認めているときは、その適用の性質および要件がコンセイユ・デタの議を経たデクレにより決定されていることによりその者の識別を可能としているテレビ会議および電気通信の方法で会議に参加する社員は、定足数および多数決の計算について、出席とみなされる。定款は、所定の数の社員の利益のために、これらの方法の使用に対しおよび決定された決議について異議申立権を定めることができる。》

④ 会社持分の半分、または社員の(2012年3月22日法律第2012-387号第17条I第2号)《10分の1》以上、会社持分の(2012年3月22日法律第2012-387号第17条I第2号)《10分の1》以上を有する1人または2以上の社員は、会議の開催を請求することができる。(2017年5月4日オルドナンス第2017-747号第2条第1号により削除)《これに反する条項は、すべて記載がないものとみなされる。》

⑤ (2017年5月4日オルドナンス第2017-747号第2条第2号)《会社持分の20分の1を有する1人または2人以上の社員は、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められた条件の下において、他の社員に通知される決議事項または決議案を議事日程に記載させる権限を有する。》

⑥ 《前2項の規定に反する条項は、すべて記載がないものとみなされる。》

⑦ 各社員は、会議の招集をなしかつその議事日程を確定すべき任務を有する受任者1名の選任を、裁判上請求することができる。

⑧ (2019年7月19日法律第2019-744号第11条)《会社に業務執行者が存在しなくなるか、または単独業務執行者に後見が付されたときは、その理由の如何にかかわらず、会計監査役または各社員は、必要に応じ、単独業務執行者を解任し、かついずれの場合も、1人または2人以上の業務執行者の選任手続をとる

ことを唯一の目的として、社員会議を招集する。》(2004年3月25日オールドナンス第2004-274号第18条) 当該招集は、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められた手続のもとおよび期間内に行われる。

⑨ 不正規に招集された会議は、すべて無効請求の訴えに服せしめられることができる。ただし当該無効請求訴権は、社員全員が出席または代理されていたときは、受理されることができない。

(以上、1966年7月24日法律第66-537号第57条の規定)

(招集の手続)

R. 223-20条 (2006年12月11日デクレ第2006-1566号第4条) ① 社員は、会議開催の少なくとも15日前に、書留郵便をもって、招集される。その通知は、議事日程に記載する。ただし、会議が、単独業務執行者の死亡を理由に、L. 223-27条 (2018年2月28日デクレ第2018-146号第2条)《第8項》の規定に従って会計監査役または社員により招集されるときは、その期間は8日に短縮される。

② (2015年5月18日デクレ第2015-545号第5条。2015年6月1日より施行) (2018年2月28日デクレ第2018-146号第2条)《R. 223-18条ないしR. 223-20条, R. 223-20-2条およびR. 223-20-3条》所定の手続を充足するため、郵便送付に代えて電子通知を利用しようとする会社は、あるいは郵便手続によるか、あるいは電子手続によるかその手続を社員の申し出に委ねる。各社員は、次の社員会議日の遅くとも20日前に、書留郵便により、または電子手続により書面承認を与えることができる。承認された場合には、招集通知ならびに前記条文記載の書類および情報は、社員により示された宛名に交付される。

③ 《社員の承諾がない場合には、会社は、(2018年2月28日デクレ第2018-146号第2条)《R. 223-18条ないしR. 223-20条, R. 223-20-2条およびR. 223-20-3条》所定の手続を充足するため、郵便送付を用いる。電子手続の利用に同意した社員は、電子手続により、または書留郵便により、次の会議日の少なくとも20日前に郵便送付に戻すことを請求することができる。》

④ 重要性の極めて小さい事項でしかありえない雑件を除き、議事日程に記載される事項は、他の文書を参照する必要のないように、その内容および範囲が明確になるように作成される。

⑤ L. 223-27条 (2018年2月28日デクレ第2018-146号第2条)《第7項》の場合における会議を招集すべき任務を有する受任者は、レフェレをもって決定する商事裁判所長のオールドナンスにより選任される。

(以上、1967年3月23日デクレ第67-236号第38条の規定)

(社員の決定に必要な多数決)

L. 223-29条 ① 会議または書面投票の場合においては、決定は、2分の

1 を超える会社持分を有する 1 人または 2 人以上の社員により、採択される。

② 前項所定の多数決が得られない場合においては、定款に反対の定めのないときは、場合に応じて再度社員の招集または書面投票がなされ、その決定は、投票者の数にかかわりなく、行使された議決権の過半数をもってなされる。

(以上、1966年7月24日法律第66-537号第59条の規定)

③ (2019年7月19日法律第2019-744号第12条)《本条の規定に違反してなされた決定は、すべての利害関係人の請求により無効とされることができる。》

(会社国籍・その他の定款変更)

L. 223-30条 ① 社員は、全員一致によらない限り、会社の国籍を変更することができない。(2014年12月20日法律2014-1545号第23条Ⅱ第2号)《L. 223-18条第8項を留保して、会社住所の移動は、会社持分の半分以上を有する 1 人または数人の社員により決することができる。》

② その他あらゆる定款変更は、会社持分の 4 分の 3 以上を有する社員により、決することができる。より厳格な多数決要件を定める条項は、すべて記載がないものとみなされる。(2005年8月2日法律第2005-882号第35条により削除)《ただし、いかなる場合においても、多数決をもって、その会社契約における社員の負担の増加を社員に強制することはできない。》

③ (2005年8月2日法律第2005-882号第35条)《しかしながら、小および中企業のための2005年8月2日法律第2005-882号の公布後に設立された有限会社のすべての定款変更については、会議は、第1回の招集にあっては出席または代理された社員が持分の 4 分の 1 以上を、第2回の招集にあっては 5 分の 1 以上を、所有している場合にのみ、有効に決議をすることができる。この定足数を欠く場合には、第2回の会議は、当該会議が招集された期日よりさらに 2 ヶ月後の期日まで、延期することができる。2つの場合のいずれかの会議において、(2014年12月20日法律第2014-1545号第23条Ⅱ第2号)《持分の半数以上を有する 1 人または 2 人以上の社員により決することができる会社住所の移転を除き、》定款変更は出席または代理された社員により保有されている持分の 3 分の 2 の多数決をもって決定される。定款は、最後の会議について、社員の全員一致を要求することはなし得ないものの、より厳格な定足数および多数

132(1442) 法と政治 71 卷 4 号 (2021 年 2 月)

決を定めることができる。

④ 《前記2005年8月2日法律第2005-882号の公布後に設立された会社は、社員の全員一致によりなされるべき決議について、第3項の規定により規制されることができる。

⑤ 《いかなる場合においても、多数決をもって、会社契約における社員の負担の増加を社員に強制することはできない。》

⑥ (2005年8月2日法律第2005-882号第35条)《第2項および第3項の》規定にもかかわらず、利益または準備金の組み入れにより資本を増加する決定は、会社持分の半分以上を有する社員によりなされる。

(以上、1966年7月24日法律第66-537号第60条の規定)

⑦ (2019年7月19日法律第2019-744号第12条)《本条の規定に違反してなされた決議は、すべての利害関係人の請求により無効とされることができる。》

(現物出資による資本増加)

L. 223-33条 ① 資本増加がその全部または一部につき現物出資により行われるときは、L. 223-9条(2016年12月9日法律第2016-1691号第144条I第2号により削除)《第1項》の規定が適用される。(2012年3月22日法律第2012-387号第17条I)《出資検査役は社員の全員一致をもって、全員一致を欠くときは社員1名または業務執行者の請求にもとづく裁判上の決定をもって、選任される。》

② 出資検査役が存在しないとき、または考慮されている評価額が出資検査役により提示された評価額と異なっているときは、会社の業務執行者および資本増加を引き受けた者は、前期出資に与えられた評価額につき、第三者に対して、5年間連帯して責任を負う。

(会計監査役の選任)

L. 223-35条 ① 社員は、L. 223-29条所定の要件のもとに、1人または2人以上の会計監査役を指名することができる。

② 会社の会計年度の終了時に、次の基準のうち2つについて(2019年5月22日法律第2019-486号第20条I第27号により削除)《コンセイユ・データの議を経

た》デクレにより定められた額を超える有限会社は、少なくとも1人以上の会計監査役を選任しなければならない：当該会社の貸借対照表の総額，当該会社の取引額の税抜総額または会計年度中の当該会社の従業員の平均数。

③ 前項の数値基準に達しない場合においても，会計監査役の選任は，資本の10分の1以上を有する1人または2以上の社員により，裁判上請求されることができる。

(以上，1966年7月24日法律第66-537号第64条の規定)

④ (2019年5月22日法律第2019-486号第20条 I 第1号)《資本の(2019年7月19日法律第2019-744号第36条)《3分の1》以上を有する1人または2人以上の社員が会計監査役の選任につき(2019年7月19日法律第2019-744号第36条)《会社に対して正当な》請求をする会社は，(2019年7月19日法律第2019-744号第36条)《3会計年度を委任する》会計監査役1名を選任する義務をも負う。》

以上，「フランス会社法(2)」の補遺

第4節 株式発行会社に適用される一般規定

(株式発行会社への組織変更)

L. 224-3 条 ① (2003年8月1日法律第2003-706号第98条)《いかなる種類の会社であれ，会計監査役を有しない会社が株式発行会社へ組織変更するときは，》社員の全員一致の合意がある場合を除き，会社指揮者の全員またはそのうちの1人の請求にもとづく裁判上の決定により，会社の資産を構成する財産の価額および特別利益を自己の責任において評価する任務を負う1人または2人以上の組織変更検査役が，選任される。この場合においては，単一の報告のみが作成される。当該検査役は，(2016年12月9日法律第2016-1691号第144条 I 第3号)⁽³⁰⁾《L. 822-11-3 条》所定の欠格事由に服する。(2016年12月9日法律第2016-1691号第144条 I 第3号により削除)《当該会社の会計監査役は，組織

(30) 2016年12月9日法律第2016-1691号については，白石智則「腐敗防止と経済活動の現代化——透明性，腐敗との闘いおよび経済活動の現代化に関する2016年12月9日法律第1691号」日仏法学30号(2019年)183頁以下を参照。

変更検査役に指名されることができる。》当該報告は、社員の措置に委ねられる。

② 社員は、財産の評価および特別利益の付与について決定する。社員は、その全員一致においてのみ、これを減額することができる。

③ 議事録に記載された社員の明示の承認がない場合には、組織変更は無効である。

(以上、1966年7月24日法律第66-537号第72-1条の規定)

第5節 株式会社

(株式会社の本質)

L. 225-1 条 ① 株式会社は、その資本が株式に分割され、かつその出資を限度としてのみ損失を負担する社員間において設立される会社である。(2015年9月10日オールドナンス第2015-1127号第1条第2号により削除)⁽³¹⁾《社員の数は、7人を下ることはできない。》

(以上、1966年7月24日法律第66-537号第73条の規定)

② (2015年9月10日オールドナンス第2015-1127号第1条第3号) 《株式会社は、2人以上の社員間において設立される。ただし、(2016年5月10日法律第2016-563号第2条第1号)《その株式が》規制市場(2016年5月10日法律第2016-563号第2条第1号)《もしくは多角的取引システム》における取引を(2016年5月10日法律第2016-563号第2条第1号)《認められている》会社については、社員の数は、7人を下ることはできない。》

第1款 株式会社の設立

第1項 通貨金融法典L. 411-2条第1号もしくは第2号または同法典L. 411-2-1条所定の公募以外の公募による設立

(31) 2015年9月10日オールドナンス第2015-1127号については、白石智則「最低株主数の引下げ——非上場株式会社における最低株式数の引下げに関する2015年9月10日のオールドナンス第1127号」日仏法学29号(2017年)254頁以下を参照。

(2019年10月21日オールドナンス第2019-1067号第2条)

フ
ラ
ン
ス
会
社
法
・
補
遺
(一)

(創立総会の招集および権限)

L. 225-7 条 ① 発起人は、保管者証明書の交付後、コンセイユ・デタの議を経たデクレ所定の手続および期間のもとに、引受人を創立総会に招集する。

② 創立総会は、資本がその総額につき引き受けられ、かつ株式の払込請求額が払い込まれていることを確認する。創立総会は、引受人全員の一致をもってのみ変更されることの可能な定款の採択につき判定を行い、最初の取締役または業務監査役会の構成員を指名（2019年5月22日法律第2019-486号20条 I 第3号により削除）《し、一人または2人以上の会計監査役を選任》する。創立総会の議事録は、必要に応じ、取締役または業務監査役会の構成員（2019年5月22日法律第2019-486号第20条 I 第3号により削除）《および会計監査役》による職務の受諾を確認する。

(以上、1966年7月24日法律第66-537号第79条の規定)

(会社の不成立と資金の払戻)

R. 225-12 条 ① L. 225-7 条 2 項所定の手続が L. 225-11 条 2 項所定の期間満了前に履行されなかったときは、会社は、同条の期間内には設立されなかったものとみなされる。

② 前項所定の場合において、引受人に返還を行うため、その資金を払い戻すべき任務を負う受任者は、(2017年4月25日デクレ第2017-630号第2条第1号)《L. 225-11 条第2項第1文を適用して、》レフェレをもって決定する会社住所地の商事裁判所により指名される。

③ (2017年4月25日デクレ第2017-630号第2条第2号)《受任者が L. 225-11 条第2項第2文を適用して引受人により選任されたときは、受任者は、当該資金の受戻のために、引受人全員の書面による授權を証明する。》

(現物出資・特別利益の検査)

L. 225-8 条 ① 現物出資の場合ならびに社員または社員でない者のためにする特別利益の約定がある場合は、1人または2人以上の出資検査役が、(2012年3月22日法律第2012-387号第46条 I)《⁽³²⁾発起人全員の同意をもって、または

(32) 2012年3月22日法律第2012-387号については、白石智則「会社法の簡素化——法の簡素化および行政手続の軽減に関する2012年3月22日の法律」日仏法学28号（2015年）

これを欠く場合は、》発起人もしくはそのうちの1人の請求にもとづく裁判所の決定をもって、選任される。当該出資検査役は、(2016年12月9日法律第2016-1691号第142条第1号)《L. 225-101条, L. 225-131条, L. 225-147条, L. 228-15条およびL. 228-39条所定の職務を遂行するために選任されうることを妨げることなく、L. 822-11-3》条所定の欠格事由に服する。

② 出資検査役は、その責任のもと現物出資の評価額および特別利益を評価する。定款案とともに裁判所書記課に付託された報告は、コンセイユ・デタの議を経たデクレ所定の要件のもとにおいて、引受人の措置に委ねられなければならない。

③ 創立総会は、現物出資の評価および特別利益の付与を決定する。創立総会は、引受人の全員一致をもってのみ、これを減額することができる。

④ 現物出資者および特別利益の受益者に対する、議事録に記載された明示の承認がない場合には、会社は設立されない。

(以上、1966年7月24日法律第66-537号第80条の規定)

(出資検査役の選任)

R. 225-7条 ① 出資検査役は、(2016年3月17日オルドナンス第2016-315号第46条。2016年6月17日より施行)《L. 822-1条I》所定の名簿に登録された会計監査役または上級および下級裁判所により作成された名簿に登録された専門家の中から、選択される。

② 出資検査役は、(2014年9月18日デクレ第2014-1063号第12条)《申請がある場合は、》当該申請にもとづいて決定する商事裁判所長により選任される。

③ 出資検査役は、その任務の遂行上、自らが選任する1人または2人以上の専門家に自己を補佐させることができる。当該専門家に対する報酬は、会社の負担とする。

(以上、1967年3月23日デクレ第67-236号第64条の規定)

(引受にもとづく資金の受戻)

L. 225-11条 ① 金銭引受にもとづく資金の受戻は、商業及び会社登記簿への会社の登録前は、会社の受任者により行われることができない。

② 会社が(2016年12月9日法律第2016-1691号第144条I第4号)《資金の最

189頁以下を参照。

初の付託》から起算して6ヶ月の期間内に設立されないとき（2016年12月9日法律第2016-1691号第144条I第4号）《、または当該会社が同一の期間内に商業及び会社登記簿に登録されないとき》は、すべての引受人は、分配の費用を控除して資金を引受人に返還するために、当該資金を受け戻すべき任務を負う受任者1名の選任を、裁判上請求することができる。（2016年12月9日法律第2016-1691号第144条I第4号）《資金の受戻は、引受人全員を代表する1人の受任者により、同一の目的および要件の下で、保管者に対し直接請求されることことができる。》

③ 1人または2人以上の発起人が爾後において会社の設立を決定するときは、L. 225-5条およびL. 225-6条所定の資金の付託および申告に関する手続が、新たに行われなければならない。

（以上、1966年7月24日法律第66-537号第83条の規定）

（適用除外）

L. 225-11-2条（2019年10月21日オルドナンス第2019-1067号第2条） 本款本項所定の規定は、通貨金融法典L. 411-2条第1号もしくは第2号または同法典L. 411-2-1条所定の公募には適用されない。

第2項 公募をしない設立あるいは通貨金融法典L. 411-2条第1号もしくは第2号または同法典L. 411-2-1条所定の公募

（2019年10月21日オルドナンス第2019-1067号第2条）

（適用規定）

L. 225-12条（2009年1月22日オルドナンス第2009-80号第7条V。2009年4月1日より施行）《公募手続がなされない》場合（2019年10月21日オルドナンス第2019-1067号第2条）《、あるいは通貨金融法典L. 411-2条第1号もしくは第2号または同法典L. 411-2-1条所定の公募手続がなされる》場合には、L. 225-2条、L. 225-4条、L. 225-7条、L. 225-8条第2項第3項および第4項、L. 225-9条ならびにL. 225-10条を除き、本款第1項の規定が適用される。

（以上、1966年7月24日法律第66-537号第84条の規定）

(適用規定)

R. 225-13条 (2009年5月19日デクレ第2009-557号第3条VI)《会社が、公募することなく設立されるとき、(2019年10月28日デクレ第2019-1097号第3条)《あるいは通貨金融法典L. 411-2条第1号もしくは第2号または同法典L. 411-2-1条所定の公募方法により設立されるときは、》R. 225-6条, R. 225-7条, R. 225-8条ならびにR. 225-11条のみが、会社の設立に対して適用されることができる。

(以上、1967年3月23日デクレ第67-236号第72条の規定)

(最初の取締役等の選任)

L. 225-16条 最初の取締役会または業務監査役会の最初の構成員(2019年5月22日法律第2019-486号第20条I第4号により削除)《および最初の会計監査役》は、定款において選任される。

(以上、1966年7月24日法律第66-537号第88条の規定)

以上、「フランス会社法(3)」の補遺

第2款 株式会社の指揮と管理

第1項 業務全般を指揮する取締役会⁽³³⁾

(2001年5月15日法律第2001-420号)

(大規模上場会社における各性別の取締役の割合)

L. 225-18-1条 (2011年1月27日法律第2011-103号第1条II。2017年1月1日より施行) ① その株式が規制市場上での取引を認められている会社であって、かつ、継続する3事業年度につき、常勤の従業員を平均して(2014年8月4日法律第2014-873号第67条II。2020年1月1日より施行)《250人⁽³⁴⁾》以上雇用しならびに総取引額または貸借対照表の総額が5000万欧元以上を示している会社においては、その任命について決定した直近の総会の終結日に、各性別の取締役の割合は、40パーセントを下回ることができない。これと同様の会社において、取締役会が8人以下の構成員により構成されるときは、各性別の取締役の数の差は、2人を超えることができない。

(33) direction générale

(34) 改正前は、500人以上であった。

② 前項に違反して行われ、かつ取締役会の構成の不正規を補正する功を有しない任命は、すべて無効である。(2019年5月22日法律第2019-486号第189条により削除)《当該無効は、不正規に任命された取締役が参加してなされた決議の無効をもたらさない。》

(取締役の年齢制限および後見)

L. 225-19条 ① 定款は、取締役の職務の執行に関し、取締役の全員またはその一定割合の者に対して適用される年齢の制限を定めなければならない。

② 定款に明示の規定がないときは、70歳を超える取締役の数は、在任中の取締役の3分の1を超えることができないものとする。

③ 前項の規定に反してなされた任命は、すべて無効である。

④ 取締役の年齢につき定められた定款上または法律上の制限を超えたときは、定款に他の手続を定める明示規定がない限り、最年長の取締役は、強制的に辞任したものとみなされる。

(以上、1966年7月24日法律第66-537号第90-1条の規定)

⑤ (2019年7月19日法律第2019-744号第13条)《後見に付された取締役もまた強制的に辞任したものとみなされる。》

⑥ 《第3項所定の任命の無効ならびに第4項および第5項所定の強制的な辞任は、不正規に指名され、もしくは強制的に辞任したものとみなされた取締役が参加してなされた議決の無効をもたらさない。》

(従業員兼務取締役のゴールデン・パラシュートに対する規制)

L. 225-22-1条(2005年7月26日法律第2005-842号第8条I) (2019年11月27日オルドナンス第2019-1234号第1条)《その株式が》規制市場上での取引が認められている会社において、当該会社、またはL. 233-16条IIおよびIIIの意味で支配されもしくは当該会社を支配するすべての会社との労働契約により関係をもつ者が、会長、執行役員、担当執行役員の職務に任命される場合には、当該労働契約がその者の職務の終任もしくは変更にもとづき、またはそれらの終任もしくは変更の後に、必要にもとづき支払われるべきまたは支払われうる報酬、補償、給付(2015年8月6日法律第2015-990号第229条I第1号)《ある

いは会社による授権の執行期間につき社会保障法典 L.137-11条（2019年7月3日オルドナンス第2019-697号第3条）《および L. 137-11-2 条》⁽³⁵⁾ 所定の諸制度の特性に応じて定義される引退給付契約⁽³⁵⁾の各項目に対応する前記の契約の規定は、（2015年8月6日法律第2015-990号第229条 I 第1号）《本法典》（2019年11月27日オルドナンス第2019-1234号第1条）《L. 225-37-2 条IV》（2007年8月21日法律第2007-1223号第17条 II）《所定の制度に》服するものとする。

（上場会社における従業員代表取締役の選出）

L. 225-23条 ① （2006年12月30日法律第2006-1770号第32条 I 第1号）《その証券が規制市場上での取引が認められている会社において、》（2002年1月17日法律第2002-73号）《L. 225-102条の適用される総会に際して取締役会により提出された報告が、当該会社の従業員によりまたは当該会社と L. 225-180条の意味で関係をもつ会社の従業員により保有される株式が当該会社の会社資本の3パーセント以上を表章することを明らかにするときは、1人または2人以上の取締役が、（2006年12月30日法律第2006-1770号第32条 I 第3号により削除）《デクレ所定の要件のもと》 L. 250-102条所定の株主の提案にもとづき株主総会により（2006年12月30日法律第2006-1770号第32条 I 第2号）《選出される》。（2006年12月30日法律第2006-1770号第32条 I 第3号）《それらの者は、定款所定の要件の下で投票により決定される。》これらの取締役は、従業員株主の中から、または場合により、当該会社の株式を保有する企業の投資合同ファンドにおける業務監査役会の従業員構成員の中から、（2006年12月30日法律第2006-1770号第32条 I 第2号）《選出される》。これら取締役は、L. 225-17条所定の取締役の最小数および最大数の決定についても、（2019年5月22日法律第2019-486号第184条 I -A 第1号）《L. 225-18-1 条第1項の適用についても、》取締役に算入されない。（2006年12月30日法律第2006-1770号第32条 I 第4号）《その委任の期間は、L. 225-18条の適用により決定される。ただし、その委任は、期限の到来により、または理由のなんたるかを問わず労働契約の破棄により、終了する。》

(35) engagements de retraite à prestations

② (2019年5月22日法律第2019-486号第184条 I A 第3号)《本条第1項の規定は、その証券が規制市場上での取引が認められていない会社であって、かつ、その連続した会計年度の各終結日に、当該会社およびその会社住所がフランス領土内に定められているその直接もしくは間接子会社において、1000人以上の常勤従業員を雇用している会社、あるいは、当該会社ならびにその会社住所がフランス領土および外国に定められているその直接もしくは間接子会社において、5000人以上の常勤従業員を雇用している会社についても、適用される。》

③ (2001年2月19日法律第2001-152号)《非常総会が報告の提出から起算して18ヶ月以内に開催されないときは、すべての従業員株主は、レフェレの形式をもって決定する裁判所長に対し、アストラントの下、非常総会を招集するよう取締役会に命じ、かつ本条(2019年5月22日法律第2019-486号第184条 I A 第3号)《第1項および第2項》所定の意味で定款を変更することを目的とする議案⁽³⁶⁾に非常総会を服させることを請求することができる。》

④ 《前項の請求が認められるときは、アストラントおよび手続の費用は、取締役の負担になる。》

⑤ (2019年5月22日法律第2019-486号第186条により削除)《取締役会が、従業員を代表する企業の投資合同ファンドの業務監査役会の構成員の中から任命された1人または2人以上の取締役、または L. 225-27条の規定の適用において選出された1人または2人以上の従業員を含む会社は、(2001年2月19日法律第2001-152号)《第1項》所定の義務を負わない。》

⑥ (2001年2月19日法律第2001-152号)《非常総会が第1項の適用において招集されるときは、当該総会は、同様に、当該会社またはその会社住所をフランスに定めるその直接もしくは間接子会社の従業員による1人または2人以上の取締役の選出を目的とする議案を決定する。必要な場合は、これらの代表者は、L. 225-27条所定の要件の下で選任される。》

(以上、1966年7月24日法律第66-537号第93-1条の規定)

⑦ (2019年5月22日法律第2019-486号第186条)《本条第1項所定の取締役は、自らの請求により、その委任の実行に適合した研修を、当該会社の負担におい

(36) projet de résolution

て、コンセイユ・データの議を経たデクレにより定義される要件の下で、受けることができる。当該研修の時間は、1年につき40時間を下回ることができない。》

(資格株)

L. 225-25条 ① (2008年8月4日法律第2008-776号第57条I)《定款は、各取締役が定款所定の一定数の会社株式の所有者であることを強制することができる。》

訳

② 取締役が任命の日に必要な株式数の所有者でないとき、または委任の継続中その所有者でなくなったときは、当該取締役は、(2008年8月4日法律第2008-776号第57条I)《6ヶ月⁽³⁷⁾》以内にかかる状況を正規化しないかぎり、強制的に辞任したものとみなされる。

③ (2001年5月15日法律第2001-420条)《第1項の規定は、L. 225-23条を適用して取締役に任命された従業員株主に対しても》(2013年6月14日法律第2013-504号第9条I第1号)《、L. 225-27条およびL. 225-27-1条を適用して取締役に任命された従業員に対しても》(2001年5月15日法律第2001-420条)《適用されない。》

(以上、1966年7月24日法律第66-537号第95条の規定)

(資格株に対する検査)

L. 225-26条 (2019年5月22日法律第2019-486号第20条I第5号)《会計監査役が存在する場合には、》当該監査役は、その責任のもとに、L. 225-25条所定の規定の遵守を監視し、年次総会に対するその報告においてこれに対する一切の違反を通知する。

(以上、1966年7月24日法律第66-537号第97条の規定)

(多数の従業員を雇用する会社における従業員代表取締役)

L. 225-27-1条 (2013年6月14日法律第2013-504号第9条I第2号) I. -

(37) 旧規定では3ヶ月であった。

① 継続する2事業年度において、会社およびその会社住所がフランス領土に定められた直接もしくは間接子会社において（2015年8月17日法律第2015-994号第11条I第1号）《1000》人以上の常勤の従業員を雇用しているか、または会社およびその会社住所がフランス領土および当該領土外の国に定められた直接もしくは間接子会社において（2015年8月17日法律第2015-994号第11条I第1号）《5000》人以上の常勤の従業員を雇用している会社（2015年8月17日法律第2015-994号第11条I第1号により削除）《であって、かつ労働法典L. 232-2-1条の適用上企業委員会を設置する義務を負う会社》においては、取締役会がその数および選任方法につき本法典L. 225-17条およびL. 225-18条に定められている取締役に加えて、従業員を代表する取締役から構成される旨が、その定款において約定される。

② （2019年5月22日法律第2019-486号第184条IA第4号）《その主要な活動が子会社および資本参加を取得しかつ管理することである会社は、次の要件の1つを満たすときは、本条I第1項所定の義務を課されないことができる：

《1号 当該会社が、労働法典L. 2311-2条の適用により社会及び経済委員会⁽³⁸⁾を設置する義務を課されないとき；

《2号 当該会社が、本条I第1項所定の義務に服している、1または2以上の直接または間接子会社を保有しているとき；

《3号 その会社の株式が規制市場における取引を認められていないとき、またはその会社の株式の4分の3が、単独もしくは協働して行動する1人の自然人もしくは1個の法人により、直接的もしくは間接的に保有されているとき。》

③ 会社が他の会社自らがかかる義務を負う会社の直接もしくは間接子会社であるときは、当該会社は本条Iの（2015年8月17日法律第2015-994号第11条I第3号）《最初の2項》所定の義務に服さない。

II. - ① 従業員を代表する取締役の数は、L. 225-17条およびL. 225-18条所定の取締役の数が（2015年8月17日法律第2015-994号第184条IA第4号）《8》名を超える会社においては2名以上でなければならない、また当該取締役の数が

(38) comité social et économique

(2015年8月17日法律第2015-994号第184条1A第4号)《8》名以下の会社においては1名以上でなければならない。

② 従業員を代表する取締役は、L. 225-17条およびL. 225-18条所定の実務取締役の最少数および最多数の決定についても、またL. 225-18-1条第1項の適用についても算入されない。(2015年8月17日法律第2015-994号第10条第1号)《本条Ⅲ第1号にもとづく従業員を代表する取締役の選出については、L. 225-28条所定の同等の被選出資格・選出方法を遵守するものとする。2名の取締役が本条Ⅲ第2号にもとづき選任される⁽³⁹⁾ときは、企業グループ委員会、企業中央委員会または企業委員会は、1名の男性と1名の女性を選任する。》

Ⅲ. -① 本条I所定の2事業年度の第2年度終了後に続く6ヶ月において、非常総会は、企業グループ委員会、企業中央委員会または場合により企業委員会による通知の後で、従業員を代表する取締役が選任される条件を決定するために、以下の方法のうちの1つの方法に従い、定款の変更を行う：

1号 会社およびその会社住所がL. 225-28条所定の要件においてフランス領土に定められた直接もしくは間接子会社の従業員を対象とする選出組織；

2号 労働法典L. 2331-1条所定の企業グループ委員会による選任、または場合により本条I所定の会社の企業中央委員会もしくは企業委員会による選任；

3号 1名のみの実務取締役が選任されるべきときは、当該会社およびその会社住所がフランス領土に定められた直接もしくは間接子会社において、労働法典L. 2122-1条およびL. 2122-4条所定の選出に関して労働組合による第1回投票で最多得票を獲得した者の選任、または2名の取締役が選任されるべきときは、2個の労働組合の各組合において当該選任に関して第1回投票でそれぞれの最多得票を獲得した者の選任；

4号 2名以上の取締役が選任されるべきときは、第1号ないし第3号所定の方法のうちの1つの方法に従う取締役1名の選任、ならびにその他の取締役については、ヨーロッパ企業委員会⁽⁴⁰⁾が存在する場合には当該委員会による選任、または労働法典L. 2351-1条の意味におけるヨーロッパ会社については、同法

(39) 社会及び経済委員会

(40) comité d'entreprise européen

典 L. 2352-16条所定の従業員代表組織もしくはこれが存在しない場合には同法典 L. 2353-1 条所定のヨーロッパ会社委員会による選任。⁽⁴¹⁾

② 従業員を代表する取締役の選出または選任は、本条Ⅲ第1項所定の定款変更⁽⁴¹⁾に続く6ヶ月の期間内において生じる。

Ⅳ. -① 非常総会が本条Ⅲ第1項所定の期間において招集されなかったときは、すべての従業員は、レフェレの形式をもって決定する裁判所長に対し、アストラントの下、非常総会を招集するよう取締役会に命じ、かつ本条Ⅲ所定の意味で定款を変更することを目的とする議案に非常総会が服することを請求することができる。

② 本条Ⅲ第1項所定の期間の後に定款の変更がなされないときは、従業員を代表する取締役は、同様の期間満了に続く6ヶ月の期間において、同Ⅲ第1項第1号所定の選出方法により選任される。すべての従業員は、レフェレの形式をもって決定する裁判所長に対し、アストラントの下、当該会社がその選出を行うことを命ずるよう請求することができる。

Ⅴ. -① 本条Ⅰ所定の基準に対応し、かつその取締役会が本法典 L. 225-27条、(2014年8月20日オールドナンス第2014-948号第37条Ⅰ第1号；2015年8月6日法律第2015-990号第178条Ⅰ)《または、公共参加会社⁽⁴²⁾の資本に係る統治および活動に関する2014年8月20日オールドナンス第2014-948号第7条Ⅰ》の適用上選任された1人または2人以上の構成員からなる会社、ならびにその直接もしくは間接子会社は、その取締役の数が本条Ⅱ所定の数以上になるとき以降は、同条ⅠないしⅢ所定の義務は課されない。

② その取締役の数が本条Ⅱ所定の数未満であるときは、同ⅠないしⅣは、従業員を代表する取締役の現任中の委任の満了に対して適用される。

(従業員選出取締役の職業訓練)

L. 225-30-2 条 (2013年6月14日法律第2013-504号第9条Ⅰ第7号) 従業員により選出されまたは L. 225-27-1 条を適用して選任された取締役は、自己の請求にもとづき、当該会社の負担において、その委任の実行に適合した職業

(41) comité de la société européenne

(42) société à participation publique

⁽⁴³⁾ 訓練を、コンセイユ・デタの議を経たデクレ所定の要件の下において、受けることができる。(2015年8月17日法律第2015-994号第10条第2号)《その期間が1年につき(2019年5月22日法律第2019-486号第186条)《40》時間を下ることができない》当該職業訓練の時間は、L. 225-30-1条所定の職務執行時間⁽⁴⁴⁾に算入されない。(2019年5月22日法律第2019-486号第186条)《当該職業訓練時間の一部は、当該会社、またはL. 233-3条の意味において当該会社が支配する会社もしくは当該会社により支配されている会社において行われる。従業員により選出されまたはL. 225-27-1条を適用して選任された取締役であって未だ一度もかかる委任を実行したことがない取締役については、その職業訓練は、その選出または選任に続く4ヶ月の期間内に開始されなければならない。》

(従業員選出取締役の委任の終了および解任)

L. 225-32条 ① 労働契約の破棄は、従業員により選出され(2013年6月14日法律第2013-504号第9条I第9号)《またはL. 225-27-1条を適用して選任され》た取締役の委任を終了させる。

② 従業員により選出され(2013年6月14日法律第2013-504号第9条I第9号)《またはL. 225-27-1条を適用して選任され》た取締役は、取締役会構成員の多数による請求にもつづき、(2019年7月17日オールドナンス第2019-738号第3条)《迅速化された本案手続⁽⁴⁵⁾に従い行われる司法裁判所⁽⁴⁶⁾》長の決定により、当該取締役の委任の実行におけるフォートを理由としてのみ、解任されることができる。(2019年7月17日オールドナンス第2019-738号第3条により削除)《当該決定は、仮の執行がなされる》。

(以上、1966年7月24日法律第66-537号第97-6条の規定)

(取締役会の権限)

L. 225-35条 ① (2001年5月15日法律第2001-420号)《取締役会は、(2019

(43) formation

(44) crédit d'heures

(45) procédure accélérée au fond

(46) tribunal judiciaire

年5月22日法律第2019-486号第169条)《その会社の利益に従い、その活動の社会または環境上の争点に配慮して、》会社の活動方針を決定し、かつその活動に留意する。(2019年5月22日法律第2019-486号第169条)《取締役会はまた、必要な場合は、民法典1835条を適用して定義された会社の存在理由をも考慮に入れる。》取締役会は、株主総会に明示的に付与された権限を除き、かつ会社目的の範囲内において、会社の進展に関する全ての事項を審議し、その決議をもって会社が関与する事業を決定する。

② 《第三者との関係では、第三者において当該行為が会社目的を越えていたことを知っていたこと、または第三者がその状況を見逃しなかったことを会社が立証しなかった場合に限り、会社は、会社目的に属さない取締役会の行為によっても拘束される。ただし、定款の公示のみでかかる立証を構成するに足りるという主張は、排除される。

③ 《取締役会は、自らが適当であると判断する監督および検査を行う。》(2003年8月1日法律第2003-706号第129条)《会社の会長または担当執行役員は、各取締役に對し、その任務の遂行に必要な書類および情報をすべて報知する義務を負う。》

④ 銀行業および金融業を営むものを除き、会社により供される保証・手形保証・担保は、コンセイユ・デタの議を経たデクレ所定の要件のもとにおいて、(2019年7月19日法律第2019-744号第14条)《当該取引に關し当該取引に關しその額を制限する》取締役会による授權の対象となる。当該デクレは、その授權の踰越が第三者に對抗されうる要件をも定める。(2019年7月19日法律第2019-744号第14条)《ただし、取締役会は、本法典L. 233-16条IIの意味における被支配会社によりなされた契約を担保するために、その額を制限することなく、包括的かつ年1回の当該授權を付与することができる。取締役会はまた、同条IIの意味における被支配会社によりなされた契約を担保するために、当該会社が取締役に年1回以上報告することを条件として、執行役員に對し、包括的かつその額を制限することなく、保証・手形保証・担保を付与することを授權

(47) bonne marche

(48) contrôle

(49) vérification

することもできる。執行役員はまた、租税および関税官庁⁽⁵⁰⁾に対し、当該社の名において、その額を制限することなく、保証・手形保証・担保を付与することを授權されることもできる。》

(以上、1966年7月24日法律第66-537号第98条の規定)

(会社住所の移転に関する取締役会の権限)

L. 225-36条 ① (2016年12月9日法律第2016-1691号第142条第2号)《フランス領土内における》会社住所の移転は、当該移転決定に対する次の通常総会による追認を要件として、取締役会により決定されることができる。

(以上、1966年7月24日法律第66-537号第99条の規定)

② (2016年12月9日法律第2016-1691号第142条第2号)《非常総会による授權にもとづき、取締役会は、当該定款を法律および規則の規定と適合させるために、次の非常総会による当該変更の承認を条件として、当該定款に必要な変更を行う。》

(取締役会の決議・機密厳守・報告の内容)

L. 225-37条 ① 取締役会は、その構成員の半数以上が出席するときに限り、有効に決議をすることができる。これに反する条項は、すべて記載がないものとみなされる。

② 定款がより厳格な多数決要件を規定しない限り、決定は、出席または代理された構成員の過半数をもって行われる。

③ (2005年7月26日法律第2005-842号第5条I)《取締役会がL. 232-1条およびL. 233-16条所定の行為を行うために開催される場合ならびに定款に別段の定めがある場合を除き、内部規則は、定足数および多数決の計算について、その適用の種類および条件がコンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められた、その識別を可能としかつ有効な参加を担保するテレビ会議または電気通信の方法により会議に参加した取締役は、出席したものとみなされることを規定することができる。定款は、これらの要件のもとで開催される会議に際して

(50) administrations fiscales et douanières

なされうる決定の種類を限定し、かつ一定数の取締役のために異議申立権を規定することができる。》(2019年7月19日法律第2019-744号第15条)《定款はまた、L. 225-24条、L. 225-35条最終項、L. 225-36条第2項およびL. 225-103条I所定の取締役会の固有の権限に服する決定、ならびに会社住所の同一県内における移転の決定は、取締役の書面決議によりなされうることを定めることもできる。》

④ 定款に別段の定めがある場合を除き、会議の議長の議決権は、賛否同数の場合に裁決権を有する。

⑤ 取締役ならびに取締役会の会議に出席を求められた者はすべて、機密的性格を有し、かつ取締役会長によりかかる性質のものとして与えられた情報に関し、守秘義務を負う。

(以上、1966年7月24日法律第66-537号第100条の規定)

⑥ (2017年7月12日オルドナンス第2017-1162号⁽⁵¹⁾第1条)《取締役会は、L. 225-100条所定の総会に対し、同条所定の業務執行報告に添付して企業統治報告⁽⁵²⁾を提出する。ただし、これに相当する情報は、業務執行報告⁽⁵³⁾の特定の箇所⁽⁵⁴⁾のなかで提示されることができる。》

(職業上および賃金の平等に関する方針)

L. 225-37-1条(2011年1月27日法律第2011-103号第8条I) 取締役会は、(2018年9月5日法律第2018-771号第104条)《これが適用される場合には、労働法典L. 2312-18条第1項およびL. 1142-8条所定の男性と女性との間の職業上⁽⁵⁴⁾の平等に関する指標を基礎として、ならびに、これが実行されている場合には、同法典L. 1143-1条所定の男性と女性との間の職業上の平等に関する計画⁽⁵⁵⁾を基礎として、》毎年、職業上および賃金の平等に関する会社の方針につい

(51) 2017年7月12日オルドナンス第2017-1162号については、鳥山恭一「会社情報開示の簡明化——会社が負う情報提供義務の簡略化および明確化の様々な措置を定める2017年7月12日オルドナンス第1162号」日仏法学30号(2019年)200頁以下を参照。

(52) rapport sur le gouvernement d'entreprise

(53) section spécifique

(54) professionnelle

(55) salariale

て審議する。(2018年9月5日法律第2018-771号第104条により削除)《同法典 L. 1143-1 条所定の男性と女性の間の職業上の平等に関する計画を(2015年8月17日法律第2015-994号第18条XV第2号。2016年1月1日より施行)《実行》しなければならぬ会社においては、取締役会は、当該基準(2015年8月17日法律第2015-994号第18条XV第2号。2016年1月1日より施行)《ならびに〔同法典〕L. 2323-8 条1の2条所定のデータを基準として、》審議する。》

(上場会社における報酬政策)

L. 225-37-2 条 (2019年11月27日オルドナンス第2019-1234号第1条) I.

① その株式が規制市場上における取引を認められている会社において、取締役会は、会社受任者に対する報酬政策を作成する。当該政策は、当該会社の会社利益に合致し、その継続性⁽⁵⁶⁾に寄与し、かつその営業政策⁽⁵⁷⁾に組み込まれる。当該政策は、固定報酬および変動報酬のすべての項目要素を記載し、かつその確定、修正および実行に伴う決定過程を説明する。

② 報酬政策は、L. 225-37条最終項所定の企業統治報告の中に、明晰かつ明快な状態で提示される。

③ 報酬政策に関する公示の内容および方法は、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められる。

II. ① 報酬政策は、毎年および報酬政策の重要な各変更⁽⁵⁶⁾に際し、L. 225-98条所定の要件の下で、株主総会の承認に服する議案の対象となる。

② 株主総会が当該議案を承認しないときであって、当該総会が本条所定の要件の下で報酬政策を以前に承認していたときは、当該政策が継続して適用され、かつ取締役会は修正された報酬政策を提示し、ならびに、当該株主の投票を考慮しかつ当該総会の時に提示された意見があるときはこれを考慮してどのような状態が採用されたのかを提示した議案を、L. 225-98条所定の要件の下、次の株主総会の承認に服させる。

③ 本条所定の要件の下で以前に承認された報酬政策が存在しないときであって、株主総会が当該議案を承認しない場合は、報酬は、前営業年度分として付

(56) pérennité

(57) stratégie commerciale

与された報酬に従って決定され、または前営業年度分として付与された報酬が存在しないときは、当該会社に存する慣行に従って決定される。かかる場合には、取締役会は、修正された報酬政策を提示し、かつ当該株主の投票および当該総会の時に示された意見があるときはこれを考慮してどのような状態が採用されたかを提示した議案を、L. 225-98条所定の要件の下、次の株主総会の承認に服させる。

Ⅲ. - ① その報酬の項目要素または契約が、承認された報酬政策に合致せず、または当該政策が存在しない場合に本条Ⅱ最終項所定の報酬もしくは慣行に合致しないときは、いかなる報酬の項目要素も、その性質を問わず、当該会社により決定されることも、付与されることも、もしくは支払われることもできず、さらに、その職務の就任、停止もしくは変更を理由として、またはその職務の実行の後に、支払われるべきもしくは支払われうる報酬、補償もしくは給付の項目要素に対応するいかなる契約も、当該会社により定められることができない。

② しかしながら、例外的な場合として、適用排除が一時的であり、会社の利益に合致し、かつ当該会社の継続性または発展性⁽⁵⁹⁾を担保するために必要なときは、取締役会は、報酬政策の適用を排除することができる。

③ 本条Ⅲの規定を知らずに実行されもしくは締結された一切の支払、付与もしくは契約は、当該措置の時点において無効である。

Ⅳ. - 本条Ⅲ第1項所定の項目要素または契約は、取締役会の審議により、確定され、付与され、または締結される。取締役会が会長、執行役員または担当執行役員のために当該項目要素または契約を決定するときは、利害関係人は、当該項目要素または契約に関する審議および投票に参加することができない。

(報酬政策)

R. 225-29-1 条 (2019年11月27日デクレ第2019-1235号第1条) I. - L. 225-37-2 条 I 所定の報酬政策は、会社受任者全体に関する次の情報を提示する。

1号 当該政策が会社の利益を尊重し、当該会社の営業政策および継続性に寄与している状態；

(58) prise de fonction

(59) viabilité

2号 利益相反を回避しこれを管理することを可能にする措置を含めた当該報酬政策の確定、修正および実行のために行われる決定手続、ならびに報酬委員会もしくはその他の関連する委員会があるときはそれらの役割；

3号 当該政策の確定および修正のために行われるべき決定手続において、会社の従業員の賃金および雇用の条件が考慮されている状況；

4号 変動型報酬および株式型報酬について定められた成果基準がどの程度満たされたかを決定するために、会社受任者に適用すべき評価方法；

5号 総会により取締役に対して割り当てられる年次固定額の分配の基準；

6号 報酬政策が改定されるときは、重要な修正一切に関する記載および説明、報酬政策およびL. 225-37-3条Ⅰ所定の情報に関する最終の株主の投票が考慮されている状態、ならびに、最終の総会時に示された意見があるときは当該意見；

7号 L. 225-37-2条Ⅱ所定の報酬政策の重要な修正の総会による承認が必要な場合は当該承認を停止条件として、新規に指名されもしくはその委任が更新される会社受任者に対する報酬政策の規定の適用方法；

8号 取締役会がL. 225-37-2条Ⅲ第2項所定に従う報酬政策の適用排除を定めるときは、当該排除が適用されるための手続上の条件、ならびに排除される当該政策の項目要素。

Ⅱ. 一報酬政策は、会社受任者各人につき、次の項目要素を記載する：

1号 総報酬を構成する固定的、変動的および例外的項目要素、関係する委任を理由として各受任者に付与される全種類の給付、ならびにその給付の各項目要素の額；

2号 会社が株式型報酬を付与するときは、取得時期および、取得後に適用される株式の転換時期があるときはその時期、ならびに株式型報酬が報酬政策の目的に寄与している状況；

3号 生じうる延期の期間および、会社が変動型報酬の取消しを請求しうるときはその可能性

4号 会社が変動型報酬の項目要素を付与するときは、必要な場合は企業の社会的および環境上の責任に関する基準を含む、金銭的・非金銭的種類に関する基準をも含んだ、明確、詳細かつ多様な基準、ならびに、当該基準が報酬政策の目的に寄与している状況；

5号 会社と締結された1もしくは2以上の委任、雇用契約もしくは労務提供契約であるときは当該契約の期間、それらに適用される解雇予告の期間、および解任もしくは解約の条件；

6号 会社自らにより、すべての被支配会社により、もしくは当該会社をL. 233-16条ⅡおよびⅢの意味において支配するすべての会社により、締結された契約解除の主要な特徴および条件、ならびに、その職務の終任もしくは変更にもとづき、またはその退職後に、支払われるべきもしくは支払われうる報酬、補償もしくは給付の項目要素に相当するもの、あるいは、社会保障法典L. 137-11条およびL. 137-11-2条所定の制度の特徴に対応して定義された退職給付契約の

名目で付与された条件付きの権利；

7号 会社が条件付きの契約および権利を付与するときは、それらに条件を付与する企業の社会的および環境上の責任に関する基準を含めた、金銭的および必要な場合は非金銭の種類についての、明確、詳細かつ多様な基準、およびこれらの基準が報酬政策の目的に寄与している状況。当該基準は、当該会社におけるその職務終了後、当該会社の利益に損害をもたらす業務上の競業活動の実行を受給者に禁止する条項の代償となる補償に相当する契約、または社会保障法典 L. 242-1 条所定の退職および生活保障の集団的および義務的制度の特徴に対応する契約に対しては適用されない。

Ⅲ. 一報酬政策が、会社におけるその職務終了後に、その受給者に対し、当該会社の利益に損害をもたらす業務上の競業活動の実行を受給者に禁止する条項である背任的自己利得行為⁽⁶⁰⁾の実行に対し違約金条項を定めるときは、利害関係人が退職後にその権利を行使したときから、その支払いは排除される。

Ⅳ. 一株主総会に服する報酬政策は、L. 225-37-2 条Ⅱ所定の議案に関する総会の最終の投票の期日および結果とともに、当該投票の翌営業日に、会社のインターネット・サイトに公示され、少なくとも当該政策が適用される期間は、無償で公衆の閲覧に置かれる。

(企業統治報告の記載内容)

L. 225-37-3 条 (2019年11月27日オルドナンス第2019-1234号第1条) I. 一その株式が規制市場における取引を認められている会社は、L. 225-37条第6項所定の企業統治報告において、明晰かつ明快な状態で、経過会計年度中にその委任が終了し新規に指名された会社受任者が存在しているときはこれらの者を含む、会社受任者各人につき、次の情報を提示する：

1号 当該会社もしくはL. 228-13条およびL. 228-93条所定の諸会社の資本証券、債権証券、資本に対する権利を付与する証券もしくは債権証券の割当に対する権利を付与する証券の形式で、権利行使の主たる要件、とりわけ権利行使の価格および期日ならびにその条件の変更一切を表示して経過会計年度中における委任に対して支払われ、または当該会計年度分の委任に対して付与されたものを含めた、固定的、変動的および例外的項目要素を区別した、総報酬および全種類の給付；

2号 固定報酬および変動報酬との相対比率；

(60) contrepartie

3号 変動報酬の取消の可能性の利用；

4号 会社によりなされ、かつその職務への就任、終任もしくは変更によりまたはその職務実行後に支払われるべき、もしくは支払われうる報酬、補償または給付の各項目要素に対応する全種類の契約、とくに、これらの契約決定の詳細な方法、およびこの名目で支払われうる金銭の額の予測を記載して、デクレ所定の条件のもとにおいてかつその方法に従う、退職契約その他の終身給付；

5号 L. 233-16条の意味における連結の範囲に含まれる企業により支払われまたは割当てられた一切の報酬；

6号 取締役会長、執行役員および各担当執行役員について、当該各指揮者の報酬水準と、一方では会社受任者以外の会社の常勤従業員と同じ基準にもとづいた平均報酬、他方では会社受任者以外の会社の常勤従業員と同じ基礎にもとづいた報酬の中央値との比較指標；

7号 報酬、会社の成果、会社の指揮者以外の常勤従業員と同じ基準にもとづく平均給与、ならびに一括してかつ比較可能とする方法で提出された、少なくとも直近5会計年度における第6号所定の指標に関する年次変動；

8号 報酬政策が会社の長期の成果に寄与している状態であることを含め、総報酬が採用された当該政策を遵守している状態であること、ならびに成果基準が適用されてきた状況であることに関する説明；

9号 L. 225-100条II所定の最終の通常総会の投票において考慮に入れられた状況；

10号 例外的な事情を有する種類であることの説明および報酬政策が適用排除されている特別な項目要素の表示を含め、当該政策の実行手続との関係における一切の逸脱⁽⁶¹⁾およびL. 225-37-2条III第2項に従って適用された一切の適用排除；

11号 L. 225-45条第2項の規定の適用。

II. -L. 225-102条第3項第4項の規定は、本条所定の情報に適用される。

III. -本条I所定の情報の公示方法および個人的性格を有するデータの取扱い

(61) écart

については、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められる。

(企業統治報告における会社受任者の報酬等の情報)

R. 225-29-2 条 (2019年11月27日デクレ第2019-1235号第1条) I. -L. 225-37-3 条 I 及び II 所定の情報は、当該会社のインターネット・サイト上で10年間、無償で公衆の閲覧に供される。本条 II 第3項にかかわらず、当該期間は、延長されることができる。

II. -① 前 I 所定の L. 225-37-3 条 I 所定の報告に含まれた会社受任者の個人的性格を有するデータの取扱いは、会社受任者の報酬との関係で当該会社の透明性、当該報酬に関する株主の監視権、ならびに会社受任者の責任を強化することを目的とする。

② 本条 I 所定の報告で提示された情報は、2016年4月27日ヨーロッパ議会および理事会規則 (UE) 2016/679号第9条1項の意味において、自然人たる会社受任者の個人的性格を有する特有な範疇のデータ、ならびに自然人たる会社受任者の家族関係にかかわる個人的な性格を有する特有な範疇のデータを含まない。

③ 当該報告に含まれた個人的性質を有するその他のデータは、その公告から10年後には、もはや公衆の閲覧には供されない。

(退職契約またはその他の終身給付)

D. 225-29-3 条 (2019年11月27日デクレ第2019-1235号第1条) I. -基本的な退職制度および義務補完的な退職制度以外の退職契約に関し会社により付与された情報、または L. 225-37-3 条第4号の適用上その会社受任者のために当該会社によりなされたその他の終身給付は、とりわけ次の事項に関し、会社受任者各人につき、当該契約または給付の本質を構成する項目要素について定める：

1号 退職契約およびこれに相当するもの、ならびにその全部または一部が定期金(62)の形式の下でその退職の名目で支払われたその他一切の給付について、当該契約が当該会社の負担であるときは：

- a) 当該契約の表題；
- b) 対応する制度の種類を識別する法規定への言及；
- c) 当該制度の開始条件および当該制度を受益するためのその他の条件；
- d) 関連する制度により定められた、受給者の優先権を計算するのに資する準拠となる報酬の決定方法；
- e) 優先権の取得の周期性；
- f) 限度額がある場合はその旨、その額、または限度額決定の方法；
- g) 優先権に対する負担の方法；

(62) rente

h) 会計年度終了日における定期金の見積額；
i) 会社の負担となると考えられる当該契約に関する税務上および社会上の負担；

2号 その他の終身給付について：

- a) 当該終身給付の表題；
- b) 終了日において年次基準で評価された、終身給付の見積額；
- c) 終身給付の負担方法；
- d) 会社の負担となる当該給付と一体化した税務上および社会上の負担。

II. 一本条 I 第 1 号 h 所定の終了日における定期金の見積額は、次の方法に従い設定される：

- 1号 定期金は年次基準にもとづき評価される；
- 2号 定期金は、会計年度終了日にその職務において当該受任者により取得された在職年数を考慮に入れる；
- 3号 定期金は、必要に応じ、当該報酬が直近の 1 または 2 以上の会計年度中に認証された報酬基準にもとづいて確定される；
- 4号 定期金は、会社受任者がその会計年度の終了日の翌日から起算して当該契約の利益を受けられるように当該契約の履行の要件とは無関係に、計算される；
- 5号 定期金の計算は、社会保障法典 L. 137-11条所定の制度の枠内で付与された定期金がある場合はその部分を、当該会社により実施されたその他の制度の枠内において支払われた部分から区別して行われる。

(企業統治報告の記載事項)

L. 225-37-4 条 (2017年 7 月12日オールドナンス第2017-1162号第 3 条) ①

L. 225-37条最終項所定の報告は、次の情報を含むものとする：

1号 特定の会計年度内に会社受任者各人によりすべての会社において実行された委任および職務の総体の一覧；

2号 一方では会社受任者の 1 名もしくは当該会社の議決権の10%を超える部分⁽⁶³⁾を有する株主の 1 名、および他方では、(2019年 5 月22日法律第2019-486号第198条)《L. 233-3 条の意味において当該会社により支配される》他の会社との間で、直接もしくは介在者により行われた約定⁽⁶⁴⁾であって、日常の取引でありかつ通常の要件の下で締結された取引を除く約定；

3号 L. 225-129-1 条および L. 225-129-2 条の適用により、資本の増加に

(63) fraction

(64) convention

ついて株主総会により付与された現在有効な授権であって、かつ当該会計年度中に実行されたことが明らかとなった当該授権の要旨の一覧表；

4号 当初の報告の場合にもしくは変更の場合において、L. 225-51-1条所定の業務全般の指揮の実行に関する2個の方式のうちの1方式によってなされた選択；

5号 会議体の構成，ならびにその審議の準備および体制の状況；

(2017年7月19日オールドナンス第2017-1180号第3条)《6号 貸借対照表の総額，純売上高もしくは従業員数がコンセイユ・デタの議を経たデクレ所定の数値基準を超過したときは，年齢，性別または資格および職業経験のような基準に鑑み取締役会の構成員に適用される多様性政策⁽⁶⁵⁾に関する記載，ならびに当該政策の目標，その実施方法および経過会計年度中に得られた成果に関する記載。(2018年9月5日法律第2018-771号第104条)《かかる記載は，当該会社がその一般的な任務⁽⁶⁶⁾の実行において正規にこれを補佐することを目的とした業務全般の指揮により，設置された委員会⁽⁶⁷⁾がある場合にはそのなかでの，男女の均衡ある形態を追求している方法に関する情報，ならびにより責任の重い地位についての10パーセントの男女混合⁽⁶⁸⁾の分野における成果に関する情報により補完される。》当該会社がかかる政策を適用しないときは，当該報告は，これを正当化する理由の説明を記載する；》

7号 取締役会が執行役員の権限にもたらしうる制限；

8号 会社が企業代表者組織⁽⁶⁹⁾により作成された企業統治コードに任意に依拠するときは，排除された規定および当該規定が当該コードから排除された理由，ならびに当該コードが閲覧されうる場所，または，当該コードについてかかる依拠をしないときは，当該会社がこれに依拠しないことを決定した理由，ならびに法律により要求された要請を補完するために採用された規則があるときは当該規則；

(65) politique de diversité

(66) mission générale

(67) comité

(68) mixité

(69) organisations représentatives des entreprises

9号 総会への株主の参加に関する特別の方法または当該方法を定める定款の規定；

(2019年5月22日法律第2019-486号第198条)《10号 L. 225-39条第2項を適用して当該会社によりなされた手続およびその手続の実施に関する記載。》

② 前項第5号ないし(2019年5月22日法律第2019-486号第198条)《第10号》の規定は、その証券が規制市場における取引を認められている会社においてのみ適用される。

③ L. 225-102条第3項および第4項の規定は、本条所定の情報について適用される。

(企業統治報告の記載事項：公開買付等に影響がある場合)

L. 225-37-5条(2017年7月12日オルドナンス第2017-1162号第3条) その証券が流通市場における取引を認められている会社について、L. 225-37条最終項所定の報告は、当該会社が公開買付⁽⁷⁰⁾もしくは公開交換⁽⁷¹⁾の場合に影響を有しうるときには、次の事項を提示し、かつ必要な場合には説明する：

1号 当該会社の資本構成；

2号 議決権の行使および株式の譲渡に対する定款上の制限またはL. 233-11条の適用上当該会社に報告される合意条項；

3号 会社がL. 233-7条およびL. 233-12条の意味において認識している当該会社の資本に対する直接もしくは間接の参加；

4号 特別の支配権から構成されるすべての証券の保有者の一覧および当該保有者の記載；

5号 その支配権が労働者によって行使されないときには、労働者持株制の制度において定められた支配の構造；

6号 当該会社が知っている株主とその株式の移転および議決権の行使に対する制限がもたらされうる株主との間の合意；

7号 当該会社の取締役会の構成員の指名および交代ならびに定款の変更に適用される規則；

(70) offre publique d'achat

(71) offer publique d'échange

8号 とりわけ株式の発行もしくは買戻しに関する、取締役会の権限；

9号 法律上の公表義務がある場合を例外として、かかる公表が当該会社の利益を著しく損なうおそれがあるときを除き、当該会社の支配の変更の場合において、修正されもしくは終了する当該会社により締結された合意；

10号 取締役会の構成員もしくは従業員が実質的かつ重大な理由なく辞職しもしくは解職されるとき、またはその雇用が公開買付もしくは公開交換を理由として終了するときには、それらの者に対して補償を定める合意。

(会社役員利益相反取引)

L. 225-38条 (2001年5月15日法律第2001-420号) ① 会社と当該会社の執行役員、1人の担当執行役員、1人の取締役、議決権のうち(2003年8月1日法律第2003-706号第123条I)《10パーセント⁽⁷²⁾》を超える部分⁽⁷³⁾を有する1人の株主、またはその株主が会社である場合には、当該会社をL. 233-3条の意味で支配する会社との間において、直接または介在者によりなされたあらゆる契約は、取締役会の事前の授権に服さなければならない。

② 前項所定の者のうち1人が間接的に利害関係を有する契約についても、同様とする。

③ 会社の執行役員、担当執行役員または取締役の1人が、他の企業の所有者・無限責任社員・業務執行者・取締役・業務監査役会の構成員、または一般的な意味での指揮者であるときは、会社と当該企業との間においてなされる契約もまた事前の授権に服する。

④ (2014年7月31日オルドナンス第2014-863号第5条)《取締役会事前の授権は、当該契約の会社のための利益を正当化すること、とりわけこれに付与された金銭的条件を明確にすることでもたらされる。》

(会計監査役への通知)

R. 225-30条 ① 取締役会長は、L. 225-22-1条、L. 225-38条またはL. 225-42-1条を適用して授権され(2017年4月25日デクレ第2017-630号第3条I)《かつ

(72) obligation légale de divulgation

(73) 旧規定では5パーセントであった。

締結された》契約および負債債務を、当該契約および負債債務の締結から起算して1ヶ月の期間内に、会計監査役に対し通知する。(2015年5月18日デクレ第2015-545号第6条。2015年7月1日より施行)《取締役会はまた、授權され(2017年4月25日デクレ第2017-630号第3条1)《かつ締結された》各契約および各負債債務につき、L. 225-38条最終項の適用に際して取締役会により採用された、当該会社のための利益を正当化する理由を、会計監査役に対し報知する。》

② 旧会計年度中に締結されかつ授權された契約および負債債務の履行が、最新の会計年度中に裁判上請求されたときは、会計監査役は、かかる状況につき当該会計年度終了の日から起算して1ヶ月の期間内に報告を受ける。

(以上、1967年3月23日デクレ第67-236号第91条の規定)

(事前の許可を要しない契約)

L. 225-39条 ① (2014年7月31日オルドナンス第2014-863号第6条)⁽⁷⁴⁾ L. 225-38条の規定は、日常のかつ通常の条件で締結される取引を対象とする契約についても、民法典1832条または本法典L. 225-1条およびL. 226-1条の要件を満たすための株式が要求される場合には、その最少数の株式を控除した後の、他会社の資本の全部を一方の会社が直接または間接に保有する2つの会社の間で締結された契約についても、適用されない。

② (2019年5月22日法律第2019-486号第198条)《その株式が規制市場における取引を認められている会社において、取締役会は、日常のかつ通常の条件で締結される取引を対象としている契約がこれら条件を十分に満たすものであるか否かを、正規に評価することを可能にする手続を設ける。当該契約の一方に直接または間接に利害関係を有する者は、その評価に参加しない。》

(利益相反取引の承認手続)

L. 225-40条 ① (2019年5月22日法律第2019-486号第198条)《その契約に直接または間接に利害関係を有する者は、その者がL. 225-38条の適用される契約であることを認識したときから、取締役会に通知する義務を負う。その利害関係を有する者は、求められた授權に関し、審議にも、投票にも参加することができない。》

(74) engagement

(75) 白石・前掲注(24)204頁参照。

② 取締役会長は、(2019年5月22日法律第2019-486号第20条I第5号)《**会計監査役が存在する場合は**》当該監査役に対し、授權され(2016年12月9日法律第2016-1691号第142条第3号)《**かつ締結された**》すべての契約を通知し、かつ当該契約を総会の承認に服させる。

③ 会計監査役(2019年5月22日法律第2019-486号第20条I第7号)《**またはこれが選任されていないときは、取締役会長**》は、当該契約について、総会に対し特別報告を提出し、総会はその報告にもとづいて判定を行う。

④ (2019年5月22日法律第2019-486号第198条)《**当該契約に直接または間接に利害関係を有する者は、投票に参加できない。その株式は多数決の計算について算入されない。**》

(以上、1966年7月24日法律第66-537号第103条の規定)

(会計監査役への通知)

R. 225-30条 (前述L. 225-38条の参照条文)

(会計監査役の特別報告)

R. 225-31条 L. 225-40条第3項所定の会計監査役の報告は、次の事項を含む：

- 1号 総会の承認に服する契約および負担債務の列举；
- 2号 利害関係のある取締役の名前；
- 3号 利害関係のある執行役員または担当執行役員の名前；
- 4号 議決権のうち10%を超える部分を有する利害関係のある1人または数人の株主の表示、ならびにこの株主が会社である場合には、当該会社をL. 233-3条の意味で支配する会社の表示；
- 5号 当該契約の性質および目的；
- 6号 当該契約および債務債務の本質的な態様、とりわけ実際の価格または価格表、合意された払戻金および手数料、承諾された支払期限、約定された利息、提供された担保(2019年11月27日デクレ第2019-1235号第1条により削除)《L. 225-22-1条およびL. 225-42-1条所定の給付もしくは補償の各付与の種類・価額および方法》の各表示、(2015年5月18日デクレ第2015-545号第7条第1号。2015年7月1日より施行)《L. 225-38条最終項を適用して取締役会により採用された、当該契約および負担債務の当該会社にとっての利益を正当化する理由、》ならびに必要あるときは、問題となる契約および負担債務の締結に直結する利益

(76) ristourne

につき、株主が評価することができるためのすべての表示；
 (2015年5月18日デクレ第2015-545号第7条第2号。2015年7月1日より施行)
 《7号 以前の1または2以上の会計年度中に締結されかつ授權されており、その実行が最終の会計年度中に継続された契約および負担債務であってL. 225-40-1条を適用して取締役会により審査された当該契約および負担債務の列挙，ならびに必要な場合は，会社に対し列挙された当該契約および負担債務の維持に直結する利益について株主が評価できるためのその他のすべての表示，引き渡された納入品または提供された役務の給付の量，ならびに当該契約および負担債務の履行として当該会計年度中に支払われもしくは受理された金額。》

(以上，1967年3月23日デクレ第67-236号第92条の規定)

(過去に許可を得た利益相反取引)

L. 225-40-1条 (2014年7月31日オールドナンス第2014-863号第7条) 以前の会計年度中に締結されかつ授權されており，その実行が最終の会計年度中に継続された契約は，取締役会により毎年審査され，およびL. 225-40条第3項所定の報告を作成するため，(2019年5月22日法律第2019-486号第20条I第6号)《会計監査役が存在するときは》当該監査役に通知される。

(会計監査役の特報)

R. 225-31条 (前述225-40条の参照条文)

(上場会社における利益相反取引)

L. 225-40-2条 (2019年5月22日法律第2019-486号第198条) ① その株式が規制市場における取引を認められている会社は，L. 225-38条所定の契約についての情報を，遅くともその契約の締結のときまでに，そのインターネット・サイトに公示する。

② あらゆる利害関係人は，取締役会に対しこれらの情報を公示することを，必要な場合にはアストラントの下で命じるよう，レフェレの形式で決定する裁判所長に対し，請求することができる。

③ これらの情報の一覧は，コンセイユ・デタの議を経たデクレにより決定される。

(ゴールデン・パラシュートに対する規制)

L. 225-42-1 条

本条は、2019年11月27日オールドナンス第2019-1234号第1条により廃止された。① (2005年7月26日法律第2005-842号第8条I) その証券が規制市場上での取引を認められている会社において、会長・執行役員または担当執行役員のために、会社自らにより、または L. 233-16条IIおよびIIIの意味で支配されもしくは当該会社を支配するすべての会社により、締結された負担債務、ならびに会長・執行役員または担当執行役員の職務の終任もしくは変更にもとづきまたはそれらの終任もしくは変更の後に、支払われるべきもしくは支払われうる報酬・補償あるいは給付の各要素項目に対応する負担債務、(2015年8月6日法律第2015-990号第229条I第2号)《または社会保障法典 L. 137-11条(2019年7月3日オールドナンス第2019-697号第3条)《および L. 137-11-2条》⁽⁷⁷⁾ 所定の制度の特徴に対応して定義される退職給付の負担債務》は、(2015年8月6日法律第2015-990号第229条I第2号)《本法典》L. 225-38条および L. 225-40条ないし L. 225-42条の規定に服する。

② (2007年8月21日法律第2007-1223号第17条I) 《当該受給者が取締役会長を務め、業務全般の指揮を行い、または担当業務執行を行うその会社の職務執行に関して評価されるべき職務執行に関連している要件の遵守に、その受給が服していない、(2015年8月6日法律第2015-990号第229条I第3号)《本条第1項所定の退職の負担債務として、会長・執行役員または担当執行役員に付与される(2019年7月3日オールドナンス第2019-697号第3条により削除)《条件付きの》報酬、補償、(2015年8月6日法律第2015-990号第229条I第3号)《給付および権利》の各項目要素は、禁止される。》⁽⁷⁸⁾

③ 《L. 225-38条を適用して取締役会により与えられた授權は、コンセイユ・デタの議を経たデクレ所定の方法および期間内に公表される。

④ 《L. 225-40条を適用して総会の承認に服することは、各受給者に対する特別決議の対象となる。当該承認は、第1項所定の者により行使される委任の各更新に対して要請される。

⑤ 《その性質のいかんを問わず、いかなる支払も、取締役会がその職務の終

(77) retraite à prestations

(78) bénéficiaire

任もしくは実質的な変更のときにまたはそれらの後に、所定の要件の遵守を証明する以前には、行われることができない。当該支払の決定は、コンセイユ・デタの議を経たデクレ所定の方法に従いおよび期間内に公表される。本項の規定の不知によりなされたすべての支払は、当然に無効である。

⑥ 《当該会社による職務の終任後において、当該会社の利益を害する競合する職務活動の執行を受給者に対して禁止する条項の代わりとなる補償に相当する負担債務は、第1項の規定にのみ服する。(2015年8月6日法律第2015-990号第229条 I 第2号により削除)《社会保障法典 L. 137-11条所定の制度の特徴に対応して定義される退職給付の負担債務、ならびに》(2015年8月6日法律第2015-990号第229条 I 第2号および第229条 I 第3号)《社会保障法典》L. 242-1 条所定の退職および生活保障の集成的および義務的の制度の特徴に対応する負担債務についても同様である。

⑦ (2015年8月6日法律第2015-990号第229条 I 第2号および第229号 I 第3号)《取締役会は、終了した直近の会計年度の計算書類を決定するために招集された通常総会の議事の前に、年1度、所定の要件の遵守を審査し、かつ当該事業年度分につき、社会保障法典 L. 137-11条 (2019年7月3日オルドナンス第2019-697号第3条)《および L. 137-11-2条》において定義された退職制度として、会長、執行役員または担当執行役員に対し (2019年7月3日オルドナンス第2019-697号第3条により削除)《条件付きで》付与された権利を増加させることを決定する。

⑧ 《(2019年7月3日オルドナンス第2019-697号第3条)《社会保障法典 L. 137-11条において定義される給付制度としての》条件付き権利は、当該制度の範囲内で支払われた年金の計算⁽⁷⁹⁾に関する基準となる年間報酬の3パーセントを超える額を、1年間につき増加させることはできない。

⑨ 《会長、執行役員または担当執行役員の活動に対し条件付けられたいかなる権利も、第7項第8項所定の要件を満たさないときは、付与されることができない。》

(79) rente

(取締役の報酬制限)

L. 225-44条 ① (2012年3月22日法律第2012-387号第6条Ⅲ)《L. 225-21-1条, L. 225-22条(2013年7月14日法律第2013-504号第9条Ⅰ第12号)《, L. 225-23条, L. 225-27条およびL. 225-27-1条》の留保のもとに, 取締役は, (2019年5月22日法律第2019-486号第103条)《本法典》L. 225-45条, L. 225-46条, L. 225-47条およびL. 225-53条所定の場合を除き, 継続的であると否とを問わず, いかなる報酬をも会社から受けることができない。(2019年5月22日法律第2019-486号第103条)《取締役はまた, 租税一般法典第163条の2GⅡ所定の証券を付与されることもできる。》

② 前項に反する定款条項は, すべて記載がないものとみなされ, かつこれに反する決定は, すべて無効とする。

(以上, 1966年7月24日法律第66-537号第103条の規定)

(取締役の活動に対する報酬)

L. 225-45条 ① 総会は, 取締役に対し, その活動に対する報酬として, (2019年5月22日法律第2019-486号第185条により削除)《出席手当の名目で,》定款上の規定またはこれまでの決定に拘束されることなく, 当該総会が決定する一定年額を支給することができる。この額は, 経費として計上される。(2001年5月15日法律第2001-420号)《取締役間におけるその分配は, 取締役会により決定される。》(2019年11月27日オルドナンス第2019-1234号第1条)《その株式が規制市場における取引を認められている会社においては, その分配は, L. 225-37-2条所定の要件の下で決定される。》

(以上, 1966年7月24日法律第66-537号第108条の規定)

② (2011年1月27日法律第2011-103号第1条Ⅷ。2017年1月1日より施行)《取締役会がL. 225-18-1条第1項に従って構成されていないときは, 本条第1項所定の報酬の支給は停止される。取締役会の構成が正規になったときは, 支給は, 停止時からの未支給分を含め, 再開される。》

(80) bon

(取締役の特別報酬)

L. 225-46条 取締役に託された任務または委任に対し、特別報酬が取締役会により付与されることができる。この場合には、当該報酬は経費に計上され、L. 225-38条ないし L. 225-42条の規定に服する。(2019年11月27日オールドナンス第2019-1234号第1条)《その株式が規制市場における取引を認められている会社においては、当該報酬は、L. 225-37-2条所定の要件の下で付与されることができる。》

(以上、1966年7月24日法律第66-537号第109条の規定)

(取締役会長の任命)

L. 225-47条 ① 取締役会は、自然人である1名の会長を、その構成員のなかから選出するものとし、これに反する任命は無効とする。(2019年11月27日オールドナンス第2019-1234号第1条)《取締役会は、会長の報酬を決定する。その株式が規制市場における取引を認められている会社においては、取締役会は、L. 225-37-2条所定の要件の下で、当該報酬を決定する。》

② 会長は、取締役の任期を超えない期間をもって任命される。会長は、再選されることができる。

③ 取締役会は、会長をいつでも解任することができる。これに反する規定は、すべて記載がないものとみなされる。

(以上、1966年7月24日法律第66-537号第110条の規定)

(取締役会長の年齢制限)

L. 225-48条 ① 定款は、取締役会長の職務の執行に関し、年齢制限を規定しなければならず、明文の規定のない場合は、年齢制限が65歳と定められているものとする。

② 前項の規定に違反してなされた任命は、すべて無効である。

③ 取締役会長が前記年齢制限に達したときは、当該会長は、強制的に辞任したものとみなされる。

(以上、1966年7月24日法律第66-537号第110-1条の規定)

④ (2019年7月19日法律第2019-744号第13条)《被後見人となった会長もまた
法と政治 71巻4号 (2021年2月) 167(1477)

た、強制的に辞任したものとみなされる。

⑤ 《第2項所定の無効ならびに第3項および第4項所定の強制的な辞任は、不正規に指名されもしくは強制的に辞任したものとみなされた取締役会長が参加した審議の無効をもたらさず、またその決定の無効ももたらさない。》

(裁判上の更生または清算手続の対象者)

L. 225-52条 第6編(2019年7月19日法律第2019-744号第10条)《第3章および第4章》の適用上なされる裁判上の更生または清算手続が開始された場合において、これらの措置により対象となった者は、会社債務を負わされるほか、前記の諸措置所定の要件のもとに、禁止および失権に服する。

(以上、1966年7月24日法律第66-537号第114条の規定)

(担当執行役員)

L. 225-53条(2001年5月15日法律第2001-420条) ① 取締役会は、執行役員⁽⁸¹⁾の提案にもとづき、当該執行役員を補佐する任務を負う1人または2人以上の自然人を、担当執行役員の資格をもって、任命することができる。(2019年5月22日法律第2019-486号第188条)《取締役会は、かかる目的のため、その選出期日までに、候補者間の各性別の者1名以上の存在を担保する選出手続を決定する。かかる指名提案は、男女間の均衡のとれた形態の追求に努めるものとする。》

② 定款は、担当執行役員の最多数を定めるが、これは5名を超えることができない。

③ (2019年11月27日オルドナンス第2019-1234号第1条)《取締役会は、執行役員および担当執行役員の報酬を決定する。その株式が規制市場における取引を認められている会社においては、取締役会は、L. 225-37-2条所定の要件の下、執行役員および担当執行役員の報酬を決定する。》

(執行役員・担当執行役員の年齢制限)

(81) présence

- L. 225-54条 ① 定款は、執行役員（2001年5月15日法律第2001-420号）《または担当執行役員》の職務に関し、年齢制限を規定しなければならず、明文の規定がない場合は、年齢制限は65歳と定められているものとする。
- ② 前項所定の規定に違反してなされた任命は、すべて無効とする。
- ③ 執行役員（2001年5月15日法律第2001-420号）《または担当執行役員》が年齢制限に達したときは、当該役員は、強制的に辞任したものとみなされる。
- ④（2019年7月19日法律第2019-744号第13条）《後見に付された執行役員または担当執行役員はまた、強制的に辞任したものとみなされる。
- ⑤ 《第2項所定の無効ならびに第3項および第4項所定の強制的な辞任は、不正規に指名されまたは強制的に辞任したものとみなされた執行役員または担当執行役員によりなされた決定の無効をもたらさない。》

以上、「フランス会社法（4）の補遺」